

建築士 おおいた

春季号



祝 豊後高田「昭和の町」づくり
国交大臣賞受賞

▲ 社団法人 大分県建築士会

2004 NO 90

CONTENTS

1. ニュース採録・ニュース再録	〈日田支部〉
2. 特集 大分の新工法・新技術	1. 木構造システム 〈日田支部〉 矢野 勇 2. 夜間電力蓄電システム 〈臼杵支部〉 久野 悦子
5. 「情報コーナー」…知っちゃおかえ	
6. 舌検隊 パートIII 第9回 佐賀関の巻	〈大分支部〉 宮崎 敏信
8. 個人的図書紹介 Vol.5	〈臼杵支部〉 虚 無 院 (笠木 忠昭)
10. MY WORK	〈別府支部〉 〈津久見支部〉
12. 会員紹介	〈高田支部〉 〈別府支部〉
14. インフォメーション	
～ 佐伯支部 ～	長田 孝治
～ 竹田支部 ～	工藤 慎吾
～ 高田支部 ～	後藤 憲二
～ 別府支部 ～	工藤 圭介
～ 臼杵支部 ～	赤嶺 竜一
～ 日田支部 ～	吉田 博嗣
～ 宇佐支部 ～	椛田 康一
23. シリーズ 登録文化財No.12 中津市歴史民俗資料館	〈中津支部〉
24. 建築士会継続能力開発(CPD)認定プログラム	事務局
25. 行政だより	〈大分県〉 〈大分市〉
37. 事務局だより	事務局
39. 新会員紹介	事務局
41. 編集後記	

豊後高田市「昭和の町」店舗紹介



①



②



③



④



⑤

① 肉のかなおか

② 森川豊国堂

③ 杵や

④ 千嶋茶舗

⑤ ウエガキ薬局

ニュース探録 ニュース再録

■ 村の「象徴」新築校舎に 102歳アオスギ伐採

来春（平成16年春）完成する直川村の直川中の信仰者で使われる地元産材のアオスギの切り出しが12日、同村仁田原であった。アオスギは、かつて、林業が盛んだった村の象徴でもあった。

（朝日新聞 2003 11/13）

■ 伊能忠敬も宿泊 旧日出藩の茶屋「襟江亭」

町文化財に住民ら署名活動へ

日出町大神深江地区の住民らが、地区にある旧日出藩の風待ち茶屋「襟江亭」の町文化財指定を求め、近く署名運動を始める。（讀賣新聞 2003 11/18）

■ 東別院山門が市文化財に

宇佐市文化財調査委員会（和田昇委員長）はこのほど、真宗大谷派四日市別院（通称・東別院）の山門を市文化財に答申し、市は文化財に指定した。

（毎日新聞 2003 11/28）

■ 旧郵便局がレトロ喫茶に 手作りパンに人気

江戸時代、森藩城下町として栄えた玖珠町森地区の本町通に、1918（大正七）年に建築された旧郵便局を活用した喫茶店がオープンした。

（西日本新聞 2003 12/7）

■ 襟江亭の屋根など建築士調査奉仕

「襟江亭」の保存運動を支援しようと、県内の建築士らが屋根瓦の現状などをボランティアで調査した。

（讀賣新聞 2003 12/7）

■ 景観づくり法整備

屋根の向きや壁の色をそろえたり、街路樹を植えたりして、欧州の街並みのような景観を日本にも定着させようと、国土交通省は今後の景観づくりの基本法となる「景観形成促進法」（仮称）を制定する方針だ。

（朝日新聞 2003 12/8）

■ 「浜田温泉を将来復元」別府市長、議会で明言

修復保存か取り壊しかで揺れている別府市浜田温泉の旧温泉施設について、浜田博市長は八日の市議会で、「いったん解体撤去するが、近い将来、亀川地区の振興やまちづくりの拠点として復元、修復する」と述べた。

（讀賣新聞 2003 12/9）

■ 国会や中津城も 中津・豊田小で折り紙建築教室

中津市の豊田小学校でペーパークラフトの「折り紙建築教室」があった。同校PTA（御手洗淳会長）が県建築士会中津支部（是本正昭支部長）に協力を求めて開いた。

（大分合同新聞 2003 12/16）

■ 藤原義江さんの家跡

記念館に 活性化計画まとめる 杵築市
（朝日新聞 2003 12/20）

■ 大分人発掘① 国会議事堂の設計者 吉武東里

吉武東里は、日本の国政を象徴する国会議事堂を大蔵省（現財務省）内の「臨時議院建築局」の主任技師として設計、施工にあたった人物である。

（ミックス 2004 1月号）

■ JR東別府駅開設当時の姿に 3月末完成予定

別府市浜脇の市指定有形文化財、JR東駅が改修されることになった。東別府駅は1911（明治44）年、「浜脇停車場」として開設。

（毎日新聞 2004 1/8）

■ 中津の芸文センター建設中止へ

新貝市長「財政的な余裕なく」

中津の新貝正勝市長は、同市三ノ町の「芸術文化センター」の建設工事を中止する方針を固め、十三日の市議会全員協議会で説明した。

（讀賣新聞 2004 1/14）

■ 住宅性能表示制度

九州での利用急増 国交省02年度まとめ
欠陥住宅の建設防止などを目的とした「住宅性能表示制度」の利用が急増している。建て主の申請で、国が指定した第三者機関が耐久性や遮音性などについてチェックし、安全のお墨付きとなる評価書を交付する制度。

（西日本新聞 2004 1/14）

■ 大友氏の菩提寺「旧万寿寺跡」「国指定史跡に」

市民団体が署名活動

県教委が大分市で発掘作業を進めている大友氏の菩提寺「旧万寿寺跡」を国指定史跡にしようと、市民団体「大友氏関連遺跡の保存を考える会」（加藤知弘会長）が、署名活動をしている。

■ 自治体が計画、規制 景観保全初の「包括法」

歴史的な街並みだけでなく、里山や棚田、風格のある屋敷林も保全するため、地方自治体が景観計画を作成し建築などを規制できる国土交通省と農水省の景観法案の全容が十七日、明らかになった。

（大分合同新聞 2004 1/18）

■ 江戸期の建物が41棟も

町並み保存対策調査の中間報告会

国の「重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）」選定を目指す日田市豆田地区で十六日夜、町並み保存対策調査の中間報告会があった。

（大分合同新聞 2004 1/18）

特集

大分の新工法・新技術

1. 木構造システム

『木構造への情熱』

人と環境と共生 (矢原 勇)

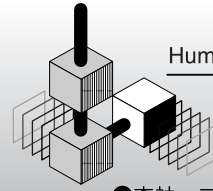
人が環境と共存していくためには、自然環境・社会環境まで含めた快適な生活空間が、求められています。環境とのバランスがとれ、安らぎのある人間環境の創造が必要と思われます。創造とは“想像”する事だと思えます。私どもは、人間社会にふさわしい環境がどのようなものか、広くイメージし、この地球上で人が自由に心安らかに生きていくための豊かな文化を育み続けられる生活空間を提供していきたいと思えます。「人と環境と共生」をテーマに、取り組んで参ります。

当社が開発いたしました「木構造システム」は、長年の技術の成果として、自信を持って提供できる物があります。鉄骨造に排斥され肩身の狭くなった木造建築が少しずつ見直され、現在に求められている人間性を取り戻す環境を担う役割を果たせたらと願うものです。そして、地元で出来ることとして、地場の材料を使い地場の職人が作り育てられたらと願います。私たちは、まわりを山林に囲まれ山を育て、山の恵みを受けて生活していますが、昨今の建築物はこの豊かな資源の木材を余り使わず工業製品が多く使われています。無機質な環境は人間性の崩壊につながります。しかし、有機質の木材は、自然や時の流れを感じさせ、情緒豊

工法

アンカーを埋め込む穴の底及び中間に、切削して拡張する。穴の空隙にはエポキシ樹脂等を注入する。

アンカー穴の断面



Human Environments Lives

木構造システム(有)

●本社 〒877-0026 大分県日田市田島本町 5-15
Tel 0973-24-3004 Fax 0973-24-3042
http://homepage3.nifty.com/w-system/
e-mail ICK47577@nifty.com

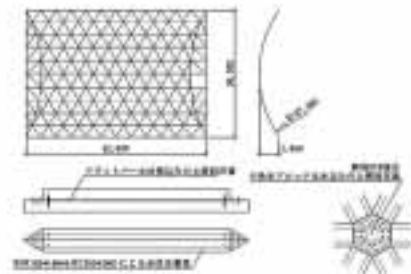
かな人間性を育む環境を提供してくれます。私どもは、木材の使い方の汎用性を高め示して、人と環境の共生にふさわしい木造建築の創造に情熱を持って努力していきたいと思えます。

『木構造システム』の特徴

1. 地場産材が使用でき、杉材でも大スパン建築が可能である。(集成材より経済的)
2. 構造金物は現さず、建築構造が優美で有る。
3. 接合は、樹脂でグラウトされているので、構造の緩みは無く、メンテフリーである。

用途：各種上屋・展示場・店舗・事務所・校舎など
規模：3階建まで・軒高9m最高の高さ13mを超えても、燃えしろ設計をすれば、建築可能

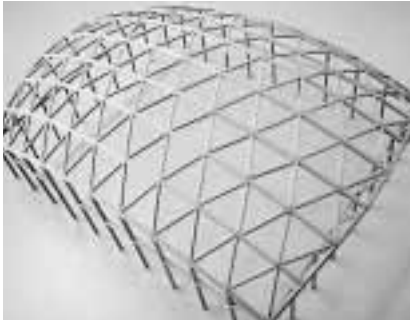
- 工法：1. 拡張樹脂アンカー工法
2. ハイブリット・フレーム工法



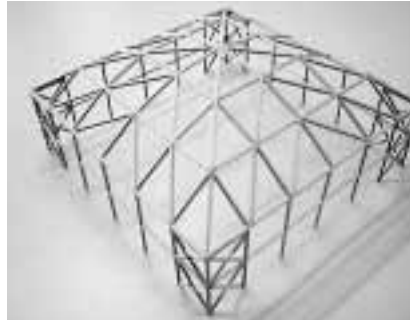
効果

アンカー穴の中に樹脂のボテラシを作ることによってアンカーボルトの引き抜き抵抗を増大させる。金属が露出しないので結露水による木材の腐食がなく、耐久性を向上させる。

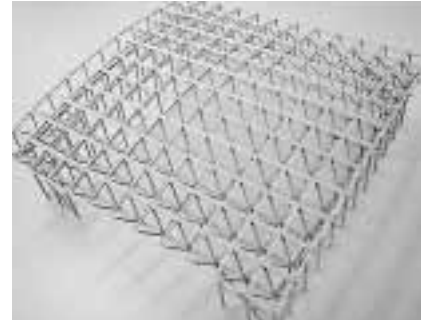




2方向シェル



4方向シェル



立体トラス



PHシェル



ハイブリット・フレーム接点部分



ドーム

一日田林工高校多目的競技場



日田林工高校の多目的競技場



部材の接合(鋼板のボルト接合)



接合部(エポキシ樹脂注入)

写真は日田林工高校の多目的競技場(RC2階建)です。注目すべき屋根構造(30.5×42.2m)で、スギ製材品を用いたハイブリッドフレーム工法による木質シェル構造になっています。

部材は、スギ製材品(18×18×400cm)4本を接着構成(36×36×400cm)し、部材中央部に鉄板(200×9mm)を挿入した複合部材になっています。これにより引張り力は主に金属で、圧縮力と曲げモーメントは主に木材で負担させる構造になっています。

この複合部材の木質部には、強度性能や乾燥区分が明らかなEW(エンジニアードウッド)製材品の使用が不可欠です。近年の高温域を中心とした乾燥技術の向上や、機械等級区分法の確立からこのような大断面製材品においても高い品質性能の確保が可能になりました。

人と環境に優しい木質材料の利用、あるいは、地域産スギ材を、地域の製材所や工務店で加工・施工するといった地産地消の考え方が生かされています。



2. 電気をタメテ使う 夜間電力蓄電システム

臼杵支部 久野 悦子

今の時代は、携帯電話、人工的に作り出される数々の物質、食物の保存剤等々、生活のスピードを一気に加速させ、私たちを取り巻く環境も大きく変化をしてきました。反面、資源の無駄使い、人体への悪影響等の問題もクローズアップされ、省エネルギー、リサイクル、シックハウスへの取組み、食物の安全確保、スローフード、スローライフといった、ゆとりや健康、環境への配慮も同時にテーマとして求められる時代でもあります。そのような中で、今回、ランニングコストの削減だけでなく、環境への配慮を考え、「貴重なエネルギーを大切に使おう」という声から生まれた、夜間電力蓄電システムを紹介します。

貴重なエネルギーを大切に使いたい・・・発想を変えると環境に優しいこんなものが生まれました。

コロンブスの蓄電

コロンブスの蓄電は、夜間の時間帯の割安な電力を蓄電池に貯めて、電気代の高い昼間に電力を蓄電池から放電して使用し、電気代を削減するというものです。

- 『コロンブスの蓄電』は、昼間使用する電気を電気代の割安な夜間に蓄電するので、電気代が大幅に削減されます。例えば、集合住宅の共用部電灯に3kWシステムを設置した場合は、年間約45%の電気代の削減効果が見込まれています。
- 夜間蓄えた電気を昼間使うことで電力の負荷移行が改善され、環境問題への貢献も期待できます。
- 『コロンブスの蓄電』は電気を貯えていますから、災害時のライフライン電源としても使えます。

この『コロンブスの蓄電』は、(株)さとうベネックの、住まい手の声を直接聞いて翻訳シカタチにした夢空間集合住宅「コロンブスの床」「コロンブスの土留め」に続く“コロンブスの卵”的発想から生まれた3番目の商品で、(株)さとうベネックと(株)明電舎、信濃電気(株)、新神戸電機(株)が共同開発したものであり、従来の約5倍の寿命をもつサイクル専用鉛蓄電池と、充放電の制御をおこなう高効率パワーコンディショナで構成されています。



コロンブスの蓄電
Accumulation of Electricity of Columbus

電気もタメテ使う時代です

光熱費の削減、災害対応。「貴重なエネルギーを大切に使おう」という声から生まれた、夜間電力蓄電システムです。

日本初の実例

コロンブスの蓄電は、2003年4月に東京都内集合住宅に設置され、一般用電気工作物の蓄電システムとして日本初の実例となりました。工場などに設置する自家用電気工作物では、管理者（電気主任技術者）の専任が必要ですが、一般用電気工作物（管理者不要）として蓄電池設備を設置することには国の基準がありませんでした。経済産業省資源エネルギー庁と協議を行い、また東京電力(株)の協力を得た結果、逆潮流や高長波等のガイドラインに適合する商品となったのです。

『コロンブスの蓄電』は、今夏より発売予定となっています。金額や詳細、問い合わせについては下記へ株式会社さとうベネック

<http://www.satobenec.co.jp/chikuden/index.html>

現在、自然エネルギーや燃料電池など個別分散型発電との組合せも考え、開発を進めていく予定であり、更なる進化が期待できる商品です。



情報コーナー

知っちゃんかえ?

国立公園高崎山自然動物園一帯の中心施設となる、高崎山『おさる』館が4月にオープンしました。

施設構成としては、1階部分に売店・観光協会インフォメーション、2階部分にサルの生態を学ぶ施設としての展示コーナー・休憩室、3階部分に会議室・事務室となっており、1階から3階まで省エネにも適した吹き抜け空間を形成し、自然採光、自然換気を利用しやすくなっています。また、駐車場・マリンパレス・国立公園高崎山自然動物園を繋ぐエレベーター1台・エスカレーター1台を設置したペDESTリアンデッキ（歩道橋）に連結し、2階部分からの出入りが可能となっていることから、高齢者や子どもたちに配慮した施設としています。

設計：(株)松井設計
施工

建築本体：(株)後藤組・森崎建設工業(株)
電気設備：(株)大分電設・阿部電気工事(株)
給排水衛生設備：江藤設備(株)・シヤマ水道(株)JV
空気調和設備：日本暖房鉄工(株)・賀来設備(株)JV
昇降機設備：ダイコウ(株)
都市ガス設備：大分瓦斯(株)
浄化槽設備：(株)古宮工業



舌 検隊 III

第9回

佐賀関の巻

大分支部 宮崎 敏信

寒さも一番厳しい時期となり、冬の夜は“熱燗で一杯やる”のが最高の季節となった。今回は、長い間、待望していた佐賀関とした。「関サバ・関アジ」が全国ブランドになっており、我々庶民にはナカナカ口に入らなくなってしまった。店頭では一匹が5千円もするそうだ。10月宮崎市での全国大会で早めに佐賀関支部の明支部長・役員さんらに取材をお願いし万全を期した。



1月30日、岩瀬会長と列車で夕刻神崎駅に着く。ホームで佐賀関支部の足立会員と落ち合う。駅まで明支部長が出迎えてくれ助かる。車で15分程で佐賀関の中心街に着く。夕闇が迫り“一杯気分”が高揚してくる。

会場は「早吸日女神社」近くの『祐乃介』だ。玄関を入ると10人くらいが座れるカウンターがある。廊下を伝ってお座敷に案内される。やはりグループで和食の場合は、座敷の方が落ちつく。



佐賀関支部の嵯峨副支部長・別木・中村理事・渡辺青年部長ら役員さんが待っていてくれた。皆さんとは、知り合いで気軽でいい。

座って談笑していると、大皿に綺麗に盛られた“関サバ”と“関アジ”が出てくる。キラキラ輝いている。思わず喉が鳴った。

早速、生ビールで乾杯する。今日は、昼に少ししか走れず、汗の出が少なく“喉越し”がいまいちだった。

刺し身には日本酒が一番合うので早速注文。お目当ての“関サバ”を頂く。油が十分乗っており、歯ごたえも抜群でさすがに美味しい。“本場もの”を本場で初めて食し大満足する。



「関アジ・関サバ」は佐賀関の漁師さんが、流れの急な豊予海峡で育ったものを、一本釣りで、漁獲し、生きたまま丁寧に、船のいけすに入れる。魚に疲れやストレスを与えないためだそうだ。これを漁協の網イケスに移される。生きたまま重さを量ると暴れて魚体に傷がつくおそれがあるので、熟練した職員が水面の魚を見ておおよその大きさ重さを図る由。これを“面買い（つらがいい）”と言うそうだ。豊予海峡は海底が起伏に富んでおり「瀬」と呼ばれる絶好の釣りポイントが多数点在している。さらに潮流が速く、餌も豊富であり、程良く太っていて、しかも身が締まっている。漁協環境として、一年を通じて水温の差がない。

周りの海より夏は冷たく冬は暖かい。これは、夏は深い海底から冷水が湧き、冬は黒潮の影響を受けるためだ。四季を通じて、程よく脂ののった関サバ・関アジが釣れるとのことだ。

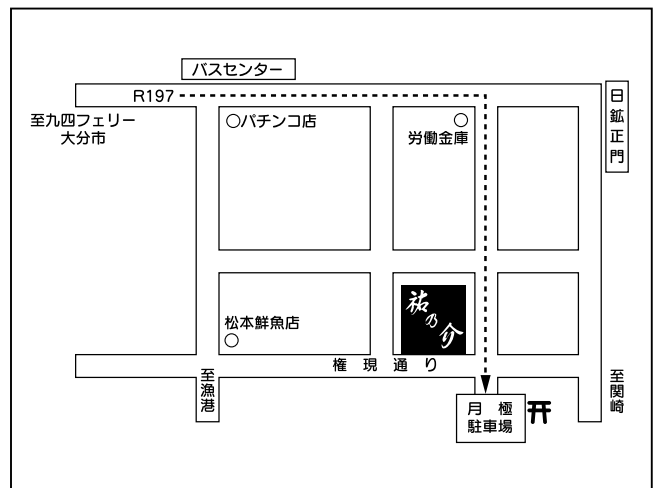


箸休めに“海鼠（なまこ）の酢物”を味あう。こりこりと歯ごたえがあり、これも日本酒むきだ。焼き物に“ブリの塩焼き”が出る。身が引き締まりこれも美味しい。続いて、“モイカの天麩羅”となる。熱い内に頂くが、目の前に関サバ関アジがありどうしてもそちらに箸が向いてしまう。お陰で日本酒が進み、相当に酔ってしまう。

刺身を味合い尽くして、日本酒から焼酎に切り替える。“寒ブリの寿司”と“ホゴのみそ汁”が出る。その“ホゴ汁”にクロメの刻みを入れて熱々をすする。一段と酒が奨んだ。



抜群に美味しい肴と、楽しい語らいに、スッカリ酔払ってしまう。せっかくおいしい肴がたくさんあるのに、記憶が断片的で残念に思う。二次会に近所のスナックに行きカラオケを唄ったが、部分的にしか覚えていない。佐賀関支部の役員さんには大変お世話になり申し訳ない思いだ。



大分県北海部郡佐賀関町権現通り
TEL・FAX 097-575-0265

（私事ですが、大分県を定年退職しますので“舌検隊”は今回をもって一応終わりいたします。3年間のご愛読、誠にありがとうございました。協力して頂いた各支部の皆様・同行してくれた諸氏に熱くお礼を言います。また、つたない飲食記を編集・掲載して下さった編集委員の諸氏にも感謝いたします。2004 (H16) .02.22)



個人的図書紹介

vol.5

天竺様と唐様 in 大分

臼杵支部 虚無院(笠木忠昭)

高校の日本史の教科書に出てくるのでしょうか。私達は、鎌倉時代に宋から伝えられた新しい建築様式として、天竺様と唐様を学んだはずです。たぶん皆さんにとってはどうでもよいことの一つであり、忘れもしていることでしょう。磯崎新がその様式について分かりやすく語っていますので少し長いけど引用してみましよう。

「実はこのあいだ奈良と京都の県境にある浄瑠璃寺に行ってきたのですが、ここに平安時代で唯一の三重塔があるんですね。このときは阿弥陀堂を見に行っただんですけど、この三重塔が実にエレガントなんです。平安時代の和様の粋といったらいいかな、ちょうど平家納経のような美意識というものを持っていることを感じました。

ところがそのあと天竺様が出てくる。現存のものとしては俊乗坊重源のつくった東大寺南大門、浄土寺浄土堂などに代表されるものです。洗練された美意識をもつ連中から見たら鼻持ちならないくらい下手な生っぽいデザインだったと思います。それにもかかわらず天竺様が平安時代の和様というものをつぶしてしまうひとつの強いイメージになってしまいます。

東大寺は、1180年に源平合戦で平重衡によって焼き討ちにあいます。それで鎌倉時代初期にはこの復興が大きな事業となります。重源は、たまたま策略を使うことのできる人だったので、61歳から86歳で没するまでの25年間、東大寺大勧進職に就いて大きな木材調達などをうまくやり、東大寺再建の事業を成功させました。大勧進職というのはお金を集める元締めであり、技術者も集めなくてはならず、元来は貧乏くじなんですけどね。

重源は建築様式として宋から輸入した天竺様とかつて呼ばれた荒々しい建築技術形式を使いました。大胆に構造材を建築内部にまで露出して、洗練された内部の装飾などをすつとばしてしまっただけが表現されるという極端な割り切りかたをしています。(略)ところが、この天竺様、いまでは大仏様と呼ばれている様式は、重源が大勧進職のポジションにいた間はよかったけれど、彼が死んだらほとんどなくなる。そのあとを継いだ二代目東大寺大勧進職は栄西です。栄西ははじめは浄土宗系統でしたが臨済宗に変わります。禅宗を日本にはじめてシステムティックに持

ち込んだ人であり、『喫茶養生記』を著わし、お茶を飲むマナーを中国から入れた人ということになっています。彼が建築様式としては、前任者の重源が使った天竺様または大仏様を使わず、まったく変えてしまう。

時代の推移にはそういうところがある。つまり、革命的なことをやる。すると荒っぽいですからボロも出る。それを見ていてその次の人はいっさいを切り離してしまう。栄西があらためて持ち込んだのは禅宗様(唐様)でした。これは意外にきめが細かい様式で、日本にわりあいに浸透していくんですね。それで、禅宗様と和様というものがもういちど重なりあって日本化していきます。(略)『磯崎新の建築談義 #10 ショーの製塩工場[18世紀]』 磯崎新 著 株式会社六曜社 2001年5月25日)



そのような歴史的な様式の建物が、この大分にあるのでしょうか。天竺様については、そのものではありませんが、それを心して設計されたものがあつたのです。

「東大寺南大門は自立した門で、扉もついてない。道路をふさいでいる。人は数段の基壇を上がり、巨大な仁王像を見上げ、ついでに独特の構成的な挿肘木や組物を眺める。小屋裏は数段の肘木が交錯する構造がそのまま露出している。私は大仏殿にはまったく動じないのに、半分の高さしかないこの南大門だけには圧倒され続けた。奈良の滞在は日吉館だったので、いちばん近くにある南大門だけは何十回となく眺めに行った。そして同僚たちにキザっぽく、南大門と同じものができたら、もう建築なんてやめていい、と語ったりしていた。同僚たちは、アホか、という眼で見返すだ

けだった。コルブやミースを引き合いに出すならともかく、南大門じゃ志が低いと思われたのだろう。だがもう種明かししておいていい。私が1960年前後に設計した『大分県医師会館』（1959—60）、『ジョイント・コア・システム』（1960）、『空中都市』（1962）などは、ひたすら南大門だけを頭に入れてデザインしたものだ。 (略)

『大分県医師会館』のための敷地は、私が大分中学校に通った道筋にあった。府内城の脇の堀ぞいの松並木の突き当たりという位置で、私はとっさにこれは門だ、と考えた。どこにみちびかれるのでもない。単に並木道の突き当たりの狭い敷地である。そのとっさの思いつきに東大寺南大門を遠望した記憶がいくらか作用しただろう。その南大門は奥に中門をひかえているが、自立している。だが、それをくぐる者を、魅惑する。チューブ状の物体を空中に浮かべるイメージは、あの時期、都市の立体的なインフラ・ストラクチュアをメガサイズで構想するというアイデアにとらわれていたことにかかわるだろう。 (略) (『建物が残った』磯崎新 編著 岩波書店 1998年3月18日 第1刷発行)



では、唐様は。私はかつて鎌倉の円覚寺舍利殿を見学に行った事がありますが、その寺は、大分の万寿寺のように修行の寺で観光客などの立ち入りが拒まれていたのです。しかたなく横浜に戻り、博物館でも見るか、というようなつもりで妻木頼黄（1859～1916）設計の神奈川県立博物館（旧・横浜正金銀行本店）を訪れたところ、宇佐の歴史民族博物館に富貴寺の同寸

のレプリカが置いてあるように、円覚寺舍利殿のそれがあったのです。母屋桁を内部にまで延びた組物が支える繊細な構造に深い感銘を受けたのを覚えています。このように洗練された珍しい構造の建物は、他の地域にははないだろうと思いました。ところが、十数年後、村松幸彦先生の案内で行った泉福寺仏殿（東国東郡国東町大字横手）が、その唐様＝禅宗様なのでありました。室町時代の作で、荒れたままになっていましたが、大分県にもこの様な貴重な遺構があるのに驚きました。それも、一般には知られずにひっそりとして。私には、その構造の繊細さ、素晴らしさを、文章に表わすことは出来ません。『九州建築ガイドブック』（建築士会九州ブロック会 編集委員会 1981年10月20日 発行）の説明を借ります。



「山門をくぐると正面に大雄殿とよばれる仏殿がある。元禄の修理で若干の変更はあるが、木製礎盤上の粽付円柱や詰組（つめぐみ）扇垂木、棧唐戸、更に内部架構は禅宗様の特色をよく示している。室町時代後期の本格的禅宗様仏殿は九州では珍しい。」

そのすぐ右後ろには、国指定重要文化財の泉福寺開山堂があります。江戸時代（寛永13年 1636）の、同じく禅宗様の建物ですが、より特色が薄れていると私は思うのですが、評価としてはこちらの開山堂の方が遙かに高いのです。多分私には建築を見る目というものがないのでしょう。

MY WORK

- ★建物名称 松田邸
- ★建物場所 速見郡日出町
- ★建築主 松田 しのぶ
- ★設計者 中畑 慶治
- ★施工者 菊本建設 株式会社
- ★構造 木造
- ★規模 146.7㎡
- ★用途 専用住宅

★設計趣旨

余裕のある敷地と恵まれた採光条件に、平屋であるという事から、開放感のある間取りを心掛けた。廊下の幅も1200mmとし、風水学の専門家の意見も取り入れた。

施主の父親自ら竹墨と竹酢（害虫駆除効果があるらしい）の散布を行い、施主、施工者、設計者の三位一体となった非常に理想的な建設工事になったと思う。設計側との意見交換を昼夜を問わず付き合ってくれた、建築主、施工業者さんにはたいへん感謝しています。



- ★建物名称 町屋八町
- ★建物場所 臼杵市本町 中央商店街
(通称：八町大路)
- ★建築主 足立 信治
- ★設計者 (有) 芝設計：板井徹次
- ★施工者 旭産業(株)、(有)足立建築事務所
- ★構造・面積 木造2階建 70坪
- ★用途 レストラン(飲食店)

この建物は、建築士会 臼杵支部が作成した「景観ガイドライン」を参考にしてつくられたものです。施主、設計者、施工者と建築士会のメンバー達が参加して完成しました。工事は建物が建てられた当初(およそ100年前)の町並みになるよう、また、それに近づくようにつくりました。臼杵においでの際は、ぜひお立ち寄りください。

店主：足立 信治



MY WORK

- ★建物名称 高齢者総合福祉施設「しおさい」
- ★建物場所 津久見市大字長目字釜戸2715-4
- ★建築主 社会福祉法人 同心会
- ★設計者 (株)九建設計 (今永和浩)
- ★施工者 (株)鴻池組 九州支店
- ★構造・面積 RC造3階建 6139.28㎡
- ★用途 高齢者総合福祉施設

★設計趣旨

自然環境に恵まれた敷地条件の中、「地域に根差した高齢者施設を」というお施主さんのご要望に応えるべく既存街区や地球環境に配慮すると共に、地域の防災拠点としての機能も盛り込んだ計画としました。

敷地前面に広がる津久見湾は日豊海岸国定公園に指定されています。基礎杭のセメントミルクの逸水による海洋汚染生じないように特殊増粘材(ビスコトップ)を採用しています。

また、雨水の再利用、ペアガラス、オール電化厨房、循環温水の熱交換式床暖房など環境に対して負荷の少ないパッシブな省エネ手法を採用しています。近隣住民に開放された公衆トイレを敷地内に設け、既存街区とバイパス道路に連絡させ、利便性を図っています。

地域の防災拠点として利用される為、構造強度の重要係数を $\gamma = 1.25$ (通常は1)に設定しています。また防災用の飲料水や、毛布もストックされており、上水が断水した場合でも、洗浄水は雨水の利用により確保されています。

小人数で構成された介護ユニット毎の共同生活室を中心に家庭的な空間構成に努めました。また、隣接ユニットとの識別性を高める色彩・サイン計画としました。

園芸療法やリハビリなど高齢者の屋外活動を容易にする為に、室内空間と外部空間を段差無しで連続化し、車椅子でも気軽に屋外空間へとアクセス出来ます。また敷地内にはユニバーサルプランターを配置した遊歩道を設けています。



南側外観



ライトコーナー



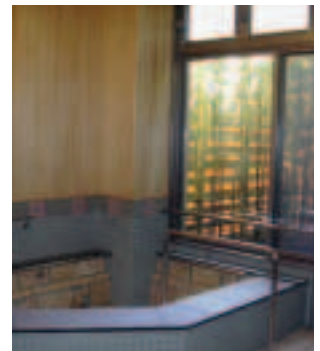
喫茶コーナー



ユニット食堂サイン



ユニット食堂



デイサービス浴室



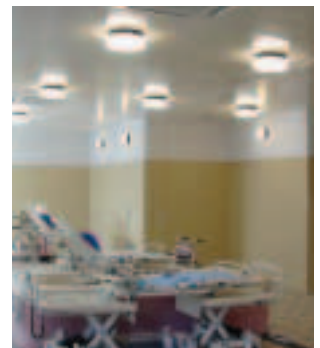
南側ウッドデッキ



二人部屋



ユニット食堂



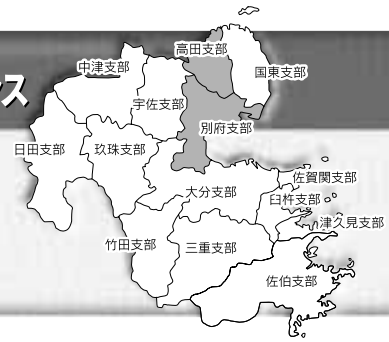
特養浴室

PERSONAL INFLUENCE パーソナルインフルエンス

個人が他人に及ぼす影響力

会員紹介

(掲載については順不同です)



★生年月日 昭和50年9月30日

★勤務先 佐々木建設(株)

★趣味 ドライブ

★将来の夢、モットー等

将来の夢は、まだまだ模索中ですが、広い視野と柔軟な考えをもって「建築」という仕事に取り組んで行きたいと思います。



佐々木 真江 (高田支部)

★生年月日 昭和51年3月19日

★勤務先 (株)幸 建設

★趣味 ドライブ、映画鑑賞

★将来の夢、モットー等

形に残っていく物を造り上げていく者として、施主さんや自分や周囲の方々が納得のいく建物を残していきたいと思っています。

その建物を造るのに携わった人たちの、心の通った思い入れのある建物にしていきたいです。

まだまだ勉強不足で、提案がうまくできませんが、色々な観点から提案が出来る様に感性も磨いていきたいです。



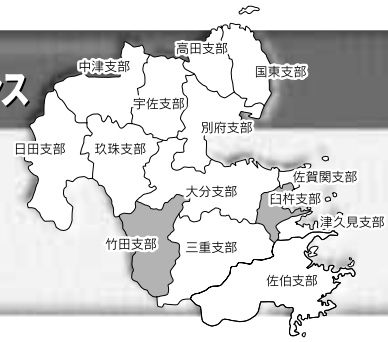
秋吉 勇 (別府支部)

PERSONAL INFLUENCE パーソナルインフルエンス

個人が他人に及ぼす影響力

会員紹介

(掲載については順不同です)



- ★生年月日 昭和30年7月25日
- ★勤務先 (有)川野組
- ★趣味 4ヶ月前までは、パチンコでした。
現在は、特になし

★(ちょっと一言)

私は木造住宅が好きで今の仕事をしています。土台を敷き、柱を突き立て、桁をはわせ、梁を伏せる。といった在来工法の建物、木の温もりやタタミの暖かみのある建物に携っていきたいと思っています。



小倉 英三 (竹田支部)

- ★生年月日 昭和60年1月13日
- ★勤務先 (有)芝設計
- ★趣味 音楽鑑賞
- ★将来の夢、モットー等

私は幼い頃から建物が好きで、建築設計に関わる仕事に就きたいと思っていました。今は、まだまだわからない事ばかりですが、日々勉強し、教わった事や学んだ事は、しっかり吸収してゆきたいと思います。そして、早く自分の思うものを形にできるようになりたいです。

とてもやりがいのある仕事だと思うので、楽しみながら、ひとつひとつ自分のものにして行きたいと思います。



内田 綾乃 (臼杵支部)



「番匠おさかな館」に いらっしゃい!!

佐伯支部 長田 孝治

「番匠おさかな館」にいらっしゃい!!

弥生町「道の駅やよい」の一画にある「番匠おさかな館」を紹介します。

ここは、全国でも珍しい淡水魚専門の水族館です。本匠村檜峰を源流に、弥生町、佐伯市を流れて佐伯湾に注ぐ、全長38キロの一級河川で、上流は石灰岩山地。山あいから染み出す水は清らかで、九州屈指の清流を誇る番匠川に住む魚の様子をより自然に近い状態で見ることが出来る施設です。



「番匠おさかな館」には熱帯魚の泳ぐ「温室コーナー」が併設されています。ここには東南アジア、南米、アフリカ、アフリカの湖、大型魚と地域別に生態が再現された大小五つの水槽があり、大型魚水槽に巨大ナマズのようなレッドテールキャットやシルバーアロワナがゆったり泳いでいます。このコーナーでは淡水魚と併せて、熱帯魚も見れてお得です。

出口付近には特設コーナーと情報資料コーナーがあります。特設コーナーは季節に合わせた企画展、そして情報資料コーナーには3台のコンピューターが並び、番匠川の情報を音声と画像で学ぶことができます。またこのコーナーには淡水魚の専門雑誌や自然に関する書籍、ゲームなどもそろっています。

「道の駅やよい」にお越しの際は、ぜひ館内に美しい水中世界が広がっている「番匠おさかな館」に入ってみてください。



館内に入ると、まず最初に目に入ってきた水槽には、川底に横たわる大きな流木。滝から流れ落ちる清流が水中で泡立ち、奥行き深い水槽の向こうには樹木や水辺の植物が茂っています。上・中流域の屋外生態水槽にはヤマメ、アマゴ、アユなどの魚が泳いでおり、水槽のガラスの向こうは、自然そのまま。自然の中から川を切り取って、はめこんだよう雨や雪の日でも、自然の状態を観察できるのが特徴です。

次に下流域の屋外生態水槽では、地元で「わんど」と呼ぶ、川の流れが淀んだ静かな水中が再現されています。コイ、ブラックバス、ブルギル、大口バスが泳いでいます。

そして佐伯湾に注ぐ番匠川河口の汽水域を、水中に横たわった古タイヤまでリアルに再現した河口域では、クロダイ、スズキ、マハゼ、ボラが泳いでいます。さらにメダカやどじょうが泳ぐ田園の小川を再現した小水槽も展示しています。

「利用案内」

開館時間：10時～18時

(入館は17時45分まで)

年中無休

入館料：大人(中学生以上) 300円

子供(小学生以下) 200円

3才以下は無料

15名以上は団体割引あり

〒876-0112大分県南海部郡弥生町大字上小倉898-1

Tel 0972-46-5922 Fax 0972-46-0129



NPO法人

『竹田まちなみ会』

竹田支部 工藤 伸吾

建築士会竹田支部では、平成10年度、竹田市より委託を受け市街地の街なみ環境整備の現況・物件調査に始まり、平成11年度は街なみ整備方針の策定、平成12年度は街なみイメージ図の作成、平成13年度竹田まちなみ会設立準備を経て平成14年6月『竹田まちなみ会』を設立した。

建築士会竹田支部はかねてより竹田市の推進する事業に積極的に関わってきた。昭和62年の岡城築城800年祭での天守閣模擬復元や平成11年の市制施行45周年事業での大手門櫓模擬復元などはその代表例であるが、平成14年度から始まった街なみ環境整備助成事業の支援依頼が建築士会にあったのは、会員がこの地域の住民であり設計、施工分野での日常の業務を通じてこの地域を最もよく知っていることと、これまでの実績からであろう。

街なみ環境整備助成事業は、国土交通大臣の承認を受けた地区において街づくり協定に従い修景施設の新築・増築・改築・改修等を行う場合に対象となり、外観の修景に必要な経費の他設計監理費等の助成を受けることができる。『竹田まちなみ会』は、施主からの事前相談を担当し、現地で希望を聞き、周囲の景観を考慮した上で助言をし、必要に応じて実測や外観調査、内部調査を行い、基本設計及び概算見積書を作成している。

この様な活動を通じて、社会的信用を増加させることと、事業に対しての補助・委託・助成制度の要件を満たすべく、県・市の指導もあり平成14年10月、NPO法人の認証を受けた。平成14年度に20件、15年度は現在のところ15件の実績で竹田の市街地は今変わりつつある。

竹田まちなみ会発足式



平成14年6月 『竹田まちなみ会』設立

NPO法人『竹田まちなみ会』の目的は竹田市及び久住町・荻町・直入町が推進する街なみ環境整備に協力し、住民が誇りをもてる魅力ある街づくりに寄与することとしているが竹田の市街地のみならずこの地域の歴史的木造建築物の調査や古民家の再生などの構想ももっている。



毎週の例会風景

平成15年2月より直入町のまちづくりに参加している。直入町は中心部の県道のバイパス工事が完成に近づいており、バイパスの完成と町役場の移転に伴い、中心部である温泉街と商店街の活性化のためのまちづくりを地元の代表者からなる「直入のまちづくり協議会」が組織され、そのワーキンググループに『竹田まちなみ会』が参加している。

町役場の跡地にバイパスと温泉街を結びアクセス道路の建設と、観光客の休憩機能と温泉・旅館などの情報発信機能、及び地元特産品を販売する地域交流機能を併せ持つ「長湯道の駅」の建設の提案。また実施したワークショップの意見を集約しての温泉街を流れる芹川と散策道のあり方について地元住民を対象にアンケート調査の協力をしてきた。温泉街の建物の修景・街路の修景の協議はこれからであるが、直入町のまちづくり整備の基本構想を提言書にまとめ町長に提出したところである。

会員の活動はほとんどボランティアである。住民と行政の理解と協力がなければ活動の継続は難しい。NPO法人『竹田まちなみ会』は目下奮闘中である。



高田支部 青年部長 後藤 憲二

大分県建築士会の各支部にホームページを整備することになったのは平成15年の6月頃だったと思う。当時、県内の支部で既にホームページが整っていた支部は、11支部の内、大分支部、中津支部、臼杵支部、佐伯支部の4支部だけでした。ここ高田支部にはホームページどころか電話とF a xがあるだけでPC関連機器はまったく無い状態でした。本部から立上げの為のソフト費用と当面5年間のランニングコストの補助はあるもののハード面の整備からどうするかという状態からのスタートでした。

支部の役員会でパソコンと関連機器を支部の予備費を使って整備することとなり、ようやく作業をスタートすることとなりましたが、その作業に専従というわけには行かない為、思うように進まないのが現状です。まずは、パソコンを始めとした関連機器の購入ですが、潤沢な資金がある訳ではありませんが、少しでも良いものを少しでも安く購入したいと、色々な店舗を回ると同時にインターネットのオークションで検索し、さがしました。結局インターネットオークションで全てを落札しました。



そして、いよいよホームページの作成に取り掛かりましたが、初めてのホームページ作成の為、中々スムーズにことが運びませんでした。日頃、作業を行っている自宅の方が作業しやすい為、自宅でちょこちょこ作業を進めていきました。これが又、曲者でついつい色々な誘惑に負けて途中で作業が止まることが頻繁に起こりました。現在、作成進行中ですが、体裁が少々悪くても何とか今年度中には高田支部のホームページを立ち上げようと思っています。この記事が皆さんが読まれた時には、高田支部のホームページにアクセスができます。と言っておいてアクセスできないとまずいなあと思いつつこの記事を書いています。

平成16年度には、各支部の体制も整い、本部や他支部との交信がスムーズに行くようになれば便利になるなあとと思っています。先行している支部では支部内のメーリングリストが随分整備されているようです。従来であれば各行事のお知らせも電話やF a xで行っていましたが、メーリングリスト→F a x→電話の優先順位で行っていければ効率も良くなるとともに経費の削減になると期待しています。又、最近は、情報を探すときはまずインターネットで検索するという人が増えてきています。現在のIT化の流れに取り残されないように、高田支部や支部会員の情報をこのホームページを通じて発信していかなくてはいけないと考えています。高田支部では、まだメールやホームページを活用している会員の比率があまり高くないようなので、このホームページの立ち上げを契機に、パソコン教室やホームページ作成講座等を支部主催で行い、会員同士のネット上での交流や一般の方達との交流を進めていけるようにしていきたいと考えています。

このホームページを利用し、建築士の皆さんは、士会の行事やC P Dの講座等の情報を得ると共に、消費者の方々には建築士会の情報を積極的に公開し、ごく一部の手抜き工事のためにイメージダウンしているこの業界のイメージアップになるように、そして消費者の方達が気軽に建築士と交流し、納得のいく建築物を手に入れられるように活用されていくように充実させていければと夢は膨らんでいく一方です。反面、ホームページの書き換えを頻繁にやらなければいけないなとちょっと不安な点もあります。

各支部で連携して大分県建築士会のホームページが充実するように、楽しく作業を進めて行きましょう。先行している支部の皆さん、こうしたらうまく行ったよ。又、これは良く無かったよという先行事例などありましたら、是非、教えてください。どうぞ宜しくお願いします。



ボーリング大会

工藤 圭介

日時 平成16年2月28日 (土) PM6:00~

場所 スギノイボウル

本来は、この時期に別府支部の隔年恒例行事である研修視察旅行について紹介していたのですが、今年は視察旅行ではなくボーリング大会を紹介したいと思います。(決して最近の不景気による経費削減対策ではありません、念のため。)

企画段階では、初めての開催のため参加者が何人集まるかわからない状態でしたが、開催の当日には、なんと！19名もの参加をしていただきました(老体に鞭打ってきていただいた方もいたのでは?)、大会の内容も、会員の平均年齢が高齢化しているにもかかわらず、昔取った杵柄とも言うべきか年齢を感じさせないハイレベルな戦いとなり、大盛況のうちに進めることができました。

終了後は、希望者のみ(実際は、ほぼ全員参加)懇親会へなだれ込みましたが、ボーリングの結果をねたに大いに盛り上がったのは言うまでもありません。



支部長による開会挨拶



大会に参加した会員の面々



う〜ん、うまくいかな〜?



支部長より豪華景品の授与



今大会最年長のT氏

	所 属	氏 名	スコア
1位	丸吉塗装	花田博	322
2位	丸吉塗装	花田孝博	287
3位	和田組	後藤	278
7位	市原産業	大平	263
10位	三ヶ尻設計	三ヶ尻	251
ブービー	幸 建設	秋吉	158
支部長賞	田原設計	田原	得点差48
ハイスコア賞	丸吉塗装	花田博	172



ハンデくださ〜い!

- ・スコアは、2ゲームの合計を示す。
- ・支部長賞は、1ゲーム目より2ゲーム目の方が良く、得点差の一番大きな人。



「第一回うすき町並み探検ウォーキング大会」

臼杵支部 赤嶺 竜一

城下町として栄えてきた臼杵の町並みが、合併や道路などの交通体系等で変わろうとしています。こうした歴史的景観や地域に根ざした文化を継承できるように、大人だけではなく地元の子供たちにもまちづくりに関心をもってもらうことを目的としています。親子でワイワイ、ガヤガヤおしゃべりしながら探検してもらおう。

趣旨どうり平成16年2月8日お天気も2月とは思えない小春日和のなか「第1回うすき町並み探検ウォーキング大会」は決行しました。

去年よりこの企画がもちあがりスタッフの選考・内容の検討とああでもない、こうでもないと熱い討論をかわしつつ委員長の村本氏の頭をなやませつつ、一回もアルコールがはいることなく……

早朝9:00-旧丸毛家屋敷集合 私も小学校1年生の娘をつれ参加、大分大学井上先生のパーティも多数参加いただき参加人員50名と予定人員どうり。

子供達が屋敷の中を駆け回る中、開会式、支部長の三重野氏のありがたいお言葉……しかし子供はまだ駆け回っていた。



娘から「お父さん、あれなんな？」質問されたのが井戸に設置されている手漕ぎポンプ、「こうやるんで。」水ができれば「やるやる」テーマパークのアトラクション（ちょっとオーバーか……）に列ができるように子供達は順番待ちで水をだして喜んでた。

屋敷内にある釜戸にもかなり興味を示していた。テレビではたまに見ることがあるが、実際釜戸で煮炊きする光景は、初めてのことで、薪をくべたそうだったが、「ダメ」しぶしぶあきらめたようだった。

10:00-旧丸毛家屋敷をスタート、受付時にももらった道案内の図を手に5ヶ所に用意された「まちなかクイズ」を答えて歩く12:00-までに戻ってくればよく、約4キロの道程を2時間かけてまちなかを探検して歩く。

まずは旧真光寺に、二王座にむかう坂道（私にとっては地獄の坂道）を登り途中臼杵支部会員である板井氏のギャラリー風雅、ここから眺める塩田の町並みもとても情緒豊かでホッとできる場所です。……まちがない！

映画「なごり雪」のシーンにも多々でている「切通し」を抜け旧真光寺へ、ここは旧臼杵藩士稲川小右衛門の長男宗適により開基され現在は休憩処として一般に利用されている。

子供達は、歴史的景観よりクイズに熱中していたが、その中でも現在の建物にないものを感じていた様だった。



竹宵でおなじみの二王座の石畳を歩き近年オープンしたサーラ・デ・うすきへ、昔の町並みへと変わっていくうすきのメインストリート（アーケード撤去と名も八町大路と改名）を久家の大蔵、うすきの作り酒屋の蔵を多目的ホールへと改修、外壁にはアズレーションと呼ばれるタイルによる壁画が貼られており大友宗麟からの南蛮文化を感じられる。

娘も「すげー！」一言だった。

ここでのクイズは、1面のアズレーションに貼られて

いるタイルの枚数は？一枚一枚数えてた娘だったが半分ぐらいで「あと、お父さんよろしく。」……………
「おい、おい」



このあたりは、野上弥生子記念館もあり、小手川商店向店のみそソフトクリームも好評である。この時期はちょっと寒すぎるが……………



旧臼杵藩稲葉家下屋敷・莊田平五郎記念こども図書館を見ながら臼杵公園（丹生島城）大門櫓へ、個人的ではあるが子供の頃この臼杵公園が私の遊び場であり、石垣をよじ登ったりウルトラマン・仮面ライダーごっこで過ごした場所である、それを娘に話すと「へえー」で終わってしまった。

大門櫓の2階内部は、通常一般には開放していないがこの日は特別上がることができ櫓から見るうすき城下も格別である。



臼杵公園の中を東へと抜けてゆき港町商店街へスタートの旧丸毛家屋敷に向かう。探検コースはこれで終了だが臼杵に生まれ臼杵しか知らない私にとってあたりまえの風景が、次世代の娘を連れて再発見されたところが多々多々あり、娘より夢中になっていた様な感じでした。同上した友人家族も観光客気分だったと、臼杵の人間なのに。

「あーおなかがすいたよー」同じである。車社会の中こんなに歩くことはめったにない。



早朝よりスタッフとスタッフ上野氏のおかあさん達による炊き出し（鳥飯おにぎりと豚汁）が参加者全員にふるまわれた。釜戸で炊く飯はうまい。料理評論家ではないのでうまく言い表せないが、うまい。おいしいではなく、うまい！上手でもなく、うまい！

「そげえ食うけん、ブクブクふとるんで。」「うるさい。」

うまい物はたくさん食う、おなかいっぱい食う主義ではないがパクパク食べてた自分がそこにいた。



午後からはレクレーションとして折り紙建築を親子で楽しんだ。娘も私も初めての経験である。

やはりここでも子供より親のほうが夢中で楽しんでた。ふとわれにかえりあたりを見回すと皆同じである少々安心しました。最後にビンゴゲームでまた盛り上がりを見せていました。やはり……………

「ビンゴォ～！！！」



親の真剣さに子供達も親の偉大さが改めてわかってくれたのではと思います。



その夜風呂の中で娘が、今日のことを熱く「あそこがすごかった、あそこがおもしろかった。」と夢中で語る顔を見てると「臼杵でよかった。」と……………

最後に旧丸毛家屋敷では離れに浴室があり、なんと五右衛門風呂入浴可 サービスカットとして追付しときます。





「大分県指定有形文化財 長福寺本堂保存修理工事 について③」

日田市教育庁文化課 吉田 博嗣

これまで2回にわたり解体調査による成果を報告させていただきましたが、今回は真宗寺院様式の成立過程を見ながら、長福寺本堂の更なる理解を深めたいと思います。

I はじめに

真宗大谷派照雲山長福寺は、天正12年（1584）に創立され、寛永14年（1637）に豆田町に移転した。現存する本堂は寛文9年（1669）に再興され、九州地方の現存する真宗寺院本堂としては一番古い。長福寺の境内には、他に鐘楼（1777）、経蔵（1735）、常灯明堂（1726）、山門（19世紀前期）等の江戸時代建設の建物がある。

日本の仏教寺院の本堂（金堂、祖師堂などと呼ぶ場合もある）の形式は、大きくは鎌倉時代以前から存在したいわゆる旧仏教系諸派（真言宗、天台宗、南都六宗）のもの、鎌倉時代に創立された浄土系諸派（浄土宗、真宗、日蓮宗、時宗等）のもの、禅宗諸派（臨済宗、曹洞宗等）のものに分類される。旧仏教系の本堂は、飛鳥・奈良時代に大陸から輸入された形式を受け継ぎ、発展させたものであり、禅宗の本堂（仏殿）は北宋時代の中国の様式を手本にしている。それらに対して、浄土系諸派の本堂は元々は住房、すなわち僧侶の住宅から発達したもので、本格的な建築に発展した後も、建築様式にその形跡を残している。また浄土系の各派の本堂は、間取りにそれぞれ他派と異なる特徴がある。

そこで、まず真宗における本堂建築の発展の歴史を辿り、ついで長福寺本堂の建築的特色を検討し、その歴史的価値について私見を述べたい。

ポイント1 地方での庶民信仰活動拠点としての寺院の成立とは？（浄土真宗の場合）

大名・・・城下町に鎮守や菩提寺として建立する
庶民・・・元禄頃から有力町人による建設が始まる

II 初期の真宗本堂―道場・阿弥陀堂・御影堂―

宗祖親鸞が旧仏教のような伽藍の建設を否定したので、初期の真宗は住宅に少し手を加えた「道場」に本尊を安置し、念仏を勤行した。しかし鎌倉末期以降、各地で布教が進むにつれて、本願寺以外の真宗教団では、阿弥陀堂・太子堂等を拠点とするものが増えた。

本願寺は親鸞の大谷廟堂として出発したので、寺院化は他教団の反対によって遅れた。

7世存如の時、東山大谷本願寺の御影堂は5間四方（1438）、阿弥陀堂は3間四方。

8世蓮如の時、山科本願寺の御影堂は間口9間（1480）、阿弥陀堂は3間四方（1481）。また、石山本願寺では当初は1堂、御影堂（元の堂）、阿弥陀堂（1542）。火災（1564）後の再建（1565）による御影堂には、押板を持つ余間・飛檐の間（南落間）・御局・御局下段（御簾の間）・矢来・広縁の成立がみられる。（付図を参照）

III 建築様式の整備と荘厳化

京都西本願寺：天正19年（1591）に天満から移転。御影堂は移築。阿弥陀堂は新築（翌年）。慶長16年（350回遠忌）両堂整備。

御影堂：内陣拡大、内陣の角柱を丸柱にして金箔、欄間格子を彩色彫り物に、余間（絵伝之間・九字之間）の張付も墨絵から金地の色絵に。

阿弥陀堂：来迎柱金箔、天井金地に天女。両堂とも内陣礼盤の上に天蓋。（内陣の柱の丸柱への変更に伴い、内陣正面の狭間障子を両折巻障子に変更した）

その後、元和3年（1617）の火災後に再建。阿弥陀堂（1618）、現御影堂（寛永13年、1636）。また、宝暦10年（1760）に現在の阿弥陀堂を再建。旧阿弥陀堂を西山別院に移築。

京都東本願寺：教如隠居（1593）に伴い、本堂北の敷地に移る。徳川家康から土地を寄進され、阿弥陀堂（1603）と御影堂（1604）を建設。現大師堂（御影堂1895）、現阿弥陀堂（1895）は再建で、明治期の寺院建築としては最大規模である。

ポイント2 真宗ではご遠忌の際に寺院の建設や改修をする習いがある。

IV 道場の面影を残す真宗寺院

真宗の布教は、有力な農民・町人の住まいにおける寄り合い（講）を通して行われ、それが次第に寺院に発展していった。滋賀県北部や北陸の農村には、農家に似た茅葺きの素朴な外観の真宗寺院が残っている。重要文化財西徳寺本堂（1713、滋賀県木之本町）や、明善寺本堂・庫裏（1827頃、岐阜県白川村荻町）がその例である。

V 境内の建物の配置と町並みとの関係

真宗の布教は、初期は農村で発展したが、室町後期以降、各地での都市の発達に伴い、都市での布教に力をそそぎ、真宗寺院を核にした都市（寺内町／奈良県橿原市今井町・大阪府富田林市など）も生まれた。境内には、参詣人の接待のための茶所、時を告げる太鼓楼や鐘楼があり、都市生活と融和した。

VI 長福寺の特色と価値

本堂の当初柱はすべて角柱であり、仏壇は元は三つ並び仏壇で、寛延頃に来迎柱を建て須弥壇を作り、背面の戸口（後戸）を設けた。また内陣正面の欄間彫刻は文化年間の付加で、外陣内部に虹梁を使わない等、江戸初期の真宗本堂の特色をよく伝えている。また、敷地が豆田町の主要な通りの角地にあり、町並み景観にも大きく貢献している。

ポイント3 浄土系・念仏系では民間信仰の場である「道場」から寺院へと変化していく例が多いため、長福寺本堂の当初柱が角柱（仏教寺院は一般的に丸柱）であるのは一般住宅の様式から変化していく過程の名残りともいえる。

※この文章は、「真宗寺院長福寺の建築の特色と価値」と題して講演（H14.11.6）された千葉大学名誉教授・大河直躬先生のレジュメに加筆をしたものである。

（参考）現在、京都の西本願寺では平成10～20年までの予定で御影堂の平成大修復が行われているが、文化財としては本邦最大規模の修復工事として注目を集めています。ここにいくつかの現場状況写真を紹介いたします。





折り紙建築教室 県境を越えて

宇佐支部 梶田 康一

折り紙建築教室の活動を行って、学校を訪問すること4回目、驚くことに今回は、福岡県豊前市立宇島小学校で開催しました。きっかけは吹上事務局の娘さんからの依頼によるものでした。

5、6年生、約50名を対象に3、4校時に青年部5名で簡単な説明と紹介の後、それぞれの教室に分かれて行われました。我が青年部会も4回目となるのかなり手慣れてきたもので、時間配分や進め方、子供達との接し方も上手になった様に思われました。作品が完成に近づくとつれ、子供達が集中していく様子は、毎回感心すると同時に、私達にもやって良かったと思う瞬間でもあります。本松校長先生との会話の中で今、小学校では様々な問題を抱える中、私達建築士として、社会で実践的に活躍している方のこの様な活動は子供達にとって大変価値があると云う御意見も頂きました。

つきなみですが県内外を問わず子供達が地域の建物や街並みに興味を持ってもらうきっかけとなれば幸いに思います。

尚、茶谷先生の教材をもとに活動を行っていますが宇佐支部では地域の建物を、折り紙建築に出来ないかと試作中です。

最後に子供達のメッセージの一部を添えて報告を終わります。



初めは「こんな難しそうなことできるかな」と不安気な子供たちでしたがいつしか時のたつのも忘れカッターをすべらせることだけに集中していました。

1枚の紙から奥行きのある建物が、次々と浮かび上がってくるおもしろさ、一つのこと集中して取り組み、自分だけの作品を作り上げることの喜びなどを味わう事ができました。

2時間という短い時間でしたが、子供たちにとって楽しくそして充実感のある時間を過ごすことができたと思います。

この様な貴重な体験を、そして機会を与えていただいた建築士の方々に感謝申し上げます。

本当に有り難うございました。

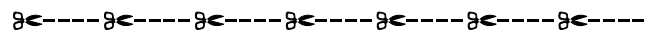
宇島小教諭 6年 東 5年 吹上



わざわざ遠い所から来て下さって、ありがとうございました。いろいろ教えて下さったおかげで建物をつくることに親しめて楽しかったです。あれから私たちは、楽しかったので新しくおり紙建築を作ったりしています。1番最初に作った建物は大切にしています。初めてだったのにあんなにうまくできたのは熱心に分かりやすく教えてくれたおかげだと思います。あの時、みなさんが置いて帰ってくれたあの紙はみんなで分けて持って帰って家につくったりしました。つくっている時は楽しくまわりのことが見えないくらいでした。できたときは苦労しただけあってとてもうれしかったです。

また機会があればいろいろなおり紙建築をやりたいと思います。

奥村、山下、加藤、松嶋、豊原



この間は、おり紙建築、とても楽しかったです。初め、見本を見せてもらった時、とてもむずかしそうで、本当に完成するかどうか不安だったけど、思ったよりもできて、うれしかったです。ふだん、カッターとかあまり使わないのでいい体験になりました。少しむずかしいところがあり、苦せんもしました。でも、できあがった時は、すごく達成感が大きくてとてもうれしかったです。みなさんが、とても分かりやすくアドバイスなどしてくれたので、うまくできました。やっている時は夢中になって、とても時間がはやく感じました。もし、機会があつたら、また宇島小学校に来て下さい。建築士会のみなさん、

本当にありがとうございました。

林、江畑、クランドール、吉川、黒江より

シリーズ 登録文化財 No.12

「中津市歴史民俗資料館」

(旧市立小幡記念図書館)

名 称：中津市歴史民俗資料館 一棟
(旧市立小幡記念図書館)

所 在 地：中津市1385番地 (殿町)

所 有 者：中津市

建 築 年 代：昭和13年 (1938年)

登 録：平成9年12月12日 No.44—0018号

設 計 者：不 詳

施 工 者：合資会社 清水組 九州支店

構 造：木造2階建 瓦葺

規 模：建築面積 213㎡



中津歴史民俗資料館は、1908 (明治41) 年に慶応義塾の塾長であった小幡篤次郎宅跡に、篤次郎の寄贈図書を中心に小幡記念中津図書館として設置された。当時の建物が老朽化したのに伴い、1938 (昭和13) 年、当地に洋風木造モルタル塗り瓦葺2階建てで、立ちが高く、重厚感ある石張りの玄関ポーチ・連続する円形アーチ窓・軒廻りの装飾等に特徴ある和洋折衷様式あふれる建物である。1992 (平成4) 年、図書館の移転に伴い内部を改造したのち、中津市歴史民俗資料館となり旧城下町にひとときわ目立つ洋風建築である。

この建物は、1974 (昭和49) 年に日本建築学会が全国に残る明治・大正・昭和初期の優れた建物を対象に調査し、建築学的に重要な建物に選ばれた。



■ 小幡 篤次郎

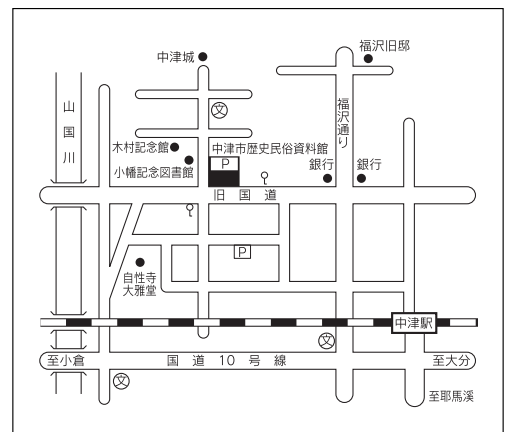
天保13年 (1842) - 明治38年 (1905)
享年63歳

慶応義塾塾長。貴族院議員。天保13年、父中津藩士小幡篤蔵の長男として、この場所に生まれる。欧米留学し、憲法草案をはじめ諸新制度を手掛けた。終始福沢諭吉を補佐し、福沢に次いで慶応義塾社中の尊敬を集めた。

明治4年 (1871) 11月、旧藩主と藩士の共同出資により、福沢諭吉を中心として、

三ノ丁 (現南部小学校) に市学校 (当時としては西日本有数の英学校) が開設され、初代校長は篤次郎が務めた。

案内図



観覧者利用案内

- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休館日 ・毎月第4水曜日
・12月28日～1月3日
- 観覧料 無料
- 交 通 JR九州日豊本線
「中津駅」下車 徒歩10分

建築士会継続能力開発（CPD）認定プログラム

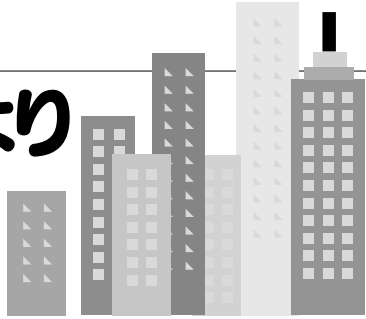
- ①自習型認定研修の巻末にある専用バーコードシートを切り抜いてCPD手帳に貼り付けてください。
 ②記事を読んだ証として設問に答える事が条件となります、不正解の場合は単位として認められない事があります。

2003年 9月号	会誌「建築士」連載講座/「シックハウス対策と快適な住空間(6)」	日本建築士会連合会	1回あたり1単位
2003年 8月号	会誌「建築士」連載講座/「シックハウス対策と快適な住空間(5)」	日本建築士会連合会	1回あたり1単位
2003年 7月号	会誌「建築士」連載講座/「シックハウス対策と快適な住空間(4)」	日本建築士会連合会	1回あたり1単位
2003年 6月号	会誌「建築士」連載講座/「シックハウス対策と快適な住空間(3)」	日本建築士会連合会	1回あたり1単位
2003年 5月号	会誌「建築士」連載講座/「シックハウス対策と快適な住空間(2)」	日本建築士会連合会	1回あたり1単位
2003年 4月号	会誌「建築士」連載講座/「シックハウス対策と快適な住空間(1)」	日本建築士会連合会	1回あたり1単位
2003年 3月号	会誌「建築士」連載講座/「建築紛争の知識と回避・解決の知恵(9)」	日本建築士会連合会	1回あたり1単位
2003年 2月号	会誌「建築士」連載講座/「建築紛争の知識と回避・解決の知恵(8)」	日本建築士会連合会	1回あたり1単位
2003年8月4日号～ 2004年2月23日号	日経アーキテクチャ 講座/密着ルボ シックハウス対策(全8回)	日経BP社 03-5210-8720	4
2003年7月21日号～ 10月13日号	日経アーキテクチャ 講座/ひび割れのない コンクリートのつくり方続編(全4回)	日経BP社 03-5210-8720	2
2003年5月26日～ 9月29日号	日経アーキテクチャ 講座/はじめての大規模修繕 — マンション —(全10回)	日経BP社 03-5210-8121	4
2003年4月28日～ 2004年3月1日号	日経アーキテクチャ 講座/ 日経アーキテクチャ 講座「快適空間を支える設備トレンド ～空調&エネルギー編」(全12回)	日経BP社 03-5210-8121	4
2003年4月14日～ 9月1日号	日経アーキテクチャ 講座/ 日経アーキテクチャ 講座「木工造のスキルアップ術」(全9回)	日経BP社 03-5210-8121	4
2003年4月14日号	日経アーキテクチャ 講座/ 日経アーキテクチャ 講座「建築が生きる照明作法」(全8回)	日経BP社 03-5210-8121	4
2003年3月17日号	日経アーキテクチャ 講座/ひび割れのない コンクリートのつくり方続編(全11回)	日経BP社 03-5210-8121	4
2003年8月号別冊	建築技術 講座/コンクリートの上手な打ち込み	建築技術 03-3222-5955	4
2003年4月号	建築技術 講座/建築技術別冊VOL.9 「コンクリートのひび割れ—原因と防止対策」	建築技術 03-3222-5955	4
2003年10月号～ 12月号	建築知識 講座/窓設計マニュアル(全3回)	エクスナレッジ 03-3403-1381	3
2003年9月号～ 2004年2月号	建築知識 講座/材料・工法取材ノート(全6回)	エクスナレッジ 03-3403-1381	2
2003年9月から3回号～ 2004年5月号	新建築 講座/訪ねて歩く材料と工法	新建築社 03-3811-7101	1
2003年8月号～ 2004年5月号	新建築 講座/集合住宅をユニットから考える	新建築社 03-3811-7101	4
2003年9月号以降	日経ホームビルダー 講座/リフォーム顧客対応講座	日経BP社 03-5210-8720	1
2003年7月～9月号	日経ホームビルダー 講座/シックハウス規制講座(全3回)	日経BP社 03-5210-8720	2
2003年4月以降2回	日経ホームビルダー 講座/技術基準の要点	日経BP社 03-5210-8720	1
2003年4月～7月号	日経ホームビルダー 講座/住宅技術Q & A(全4回)	日経BP社 03-5210-8720	1

認定プログラム名称	種別	単位	開催日	時間	会場	主催者	問合せTEL
民家再生講演会と富士屋 旅館再生工事見学会	講演会	2	2004/04/24	13:30～15:30 (見学も含む)	富士屋—一也百 Gallery—(別府市鉄輪上1組)	—————	建築士会事務局 (097-532-6607)
「大分駅高架事業」 見学会	見学会	2	2004/02/24	10:00～11:30	大分駅周辺総合 整備事務所	大分支部青年部	建築士会事務局 (097-532-6607)

行政だより

その1 大分県建築住宅課



問い合わせ先

■大分県土木建築部建築住宅課指導審査係 担当 板井

TEL 097-536-1111 (内線4679)

FAX 097-538-8065

大分県建築士事務所の処分基準

二級建築士、木造建築士及び建築士事務所の処分基準についてこのたび大分県では建築士及び建築士事務所の業務の適正化を図る必要から、下記のとおり標記処分基準を定め、平成16年4月1日より施行されますのでお知らせします。

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の規定に基づき、建築士事務所の処分等を行う場合において、その処分を公平かつ適切に行うため、次のように必要な事項を定める。

建築士事務所の処分の基準は、次表のとおりとする。

表

建築士法		処分事由 対象者	処分事由	処分内容
法第26条	第1項	開設者	虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けたとき	登録の取り消し
			建築士事務所の登録の拒否事由（法第23条の4第1項）に該当するに至ったとき	
			廃業の届出をしなければならない事実が発生したにもかかわらず、届出がなされていないとき	
第2項	第1号	開設者※1	法第10条第1項の規定により免許を取り消され2年を経過していないとき	閉鎖／登録の取り消し
			禁錮以上の刑に処せられたとき	
			建築士法に違反、または建築物の建築に関する罪を犯して罰金の刑に処せられたとき	文書注意／戒告／閉鎖／登録の取り消し※2
			法第10条第1項の規定により免許を取り消され5年を経過していないとき※3	閉鎖／登録の取り消し
			建築士事務所の登録取り消しの処分を受けて5年を経過していないとき※4	
	第2号	開設者	当該建築士事務所に関する事項の変更届出を怠ったり又は虚偽の届出をしたとき	文書注意／戒告／閉鎖
			業務に関する図書保存義務又は標識掲示義務等（法第24条の2～法第24条の5）に違反したとき	
	第3号	開設者		

第4号	管理建築士	業務停止又は免許取り消しの処分を受けたとき	閉鎖／登録の取り消し※5
第5号	所属建築士	その属する建築士事務所の業として行った行為により処分を受けたとき	文書注意／戒告／閉鎖※6
第6号	管理建築士	その資格ではできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	戒告／閉鎖
第7号	所属建築士	その資格ではできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	
第8号	建築事務所に所属する者	建築士でない者がその属する建築士事務所の業として建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	
第9号	開設者	閉鎖命令に違反したとき	登録の取り消し
	管理建築士	法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	戒告／閉鎖
第10号	開設者	開設者がその業務に関し不正な行為をしたとき	文書注意／戒告／閉鎖／登録の取り消し

- ※1 ここでの「開設者」には、開設者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合にはその法定代理人を含む。また、開設者が法人である場合はその役員を含む。
- ※2 「大分県二級建築士及び木造建築士の処分基準」により、建築士に対して行われる懲戒処分に準じて処分内容を決定する。例えば、建築士に対する処分が業務停止の場合はその期間に対応した事務所の閉鎖とし、免許取り消しの場合は、事務所の登録の取り消しとする。
- ※3 法第10条第1項の規定により免許を取り消され、法8条第1項第3号の規定により免許を与えられなかった場合。
- ※4 法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、法23条の4第2項第3号の規定により、登録を拒否された場合。
- ※5 管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じて処分内容を決定する。
- ※6 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して処分内容を決定する。

<備考>

- 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度の重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うこと（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取り消しとする等。）
- 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うこと。
- 法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合である。

(附則)

この基準は平成16年4月1日より施行する。

大分県二級建築士及び木造建築士の処分基準

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づき、二級建築士及び木造建築士の処分等を行う場合において、その処分を公平かつ適切に行うため、次のように必要な事項を定める。

建築士の処分の基準は、別表第1のとおりとする。

なお、過去に処分等を受けている場合は、別表第2に従って、別表第1により決定した処分等に加重する。

別表第1 処分等の基準

(1)	禁錮以上の刑に処せられたとき (建築士法第10条第1項第1号)	表1による。 ただし、(2)に該当する行為をしたことにより、禁錮以上の刑に処せられたときは、(2)に基づく処分についてもあわせて検討し、表1に基づく処分より重い場合は、(2)に基づく処分を適用する。
(2)	建築関係法令に違反したとき又は業務に関して不誠実な行為をしたとき (建築士法第10条第1項第2号又は第3号)	表2の懲戒事由に記載した行為に対応する処分ランクを基本に、表3に規定する情状に応じた加減を行ってランクを決定し、表4に従い処分内容を決定する。 ただし、当該行為が故意によるものであり、それにより、建築物の倒壊・破損等が生じたとき又は人の死傷が生じたとき（以下「結果が重大なとき」という。）は、業務停止6月以上又は免許取消処分とし、当該行為が過失によるものであり、結果が重大なときは、業務停止3月以上又は免許取消の処分とする。

表1 禁錮以上の刑に処せられた者の処分基準

行為の区分	処分基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係法令違反 ・ 建築士の業務上の行為 ・ 建築行政の執行上の行為 または、それに関係する行為	執行猶予なし	刑期の2倍の期間の業務停止（刑期の2倍の期間が1年を超えるときは、免許取消とし、6月を下回るときは、6月とする。）
	執行猶予あり	刑期の3分の1の期間の業務停止（刑期の3分の1の期間が6月を下回るときは、6月とする。）
上記以外の行為	執行猶予なし	刑期と同期間の業務停止（その期間が1年を超えるときは、免許取消とする。）
	執行猶予あり	刑期の6分の1の期間の業務停止

(注)

- 「建築関係法令違反」とは、例えば、建築士が建築主あるいは施工者として建築関係法令に違反した場合のように、建築士が建築士としての業務外で建築関係法令に違反した場合を含む。
- 「建築士の業務上の行為」は、建築士の業務に密接に関連した行為に限るものとし、例えば建築士が建築士としての営業上の目的を持って贈賄を行ったような場合は含まれるが、業務地に向かう途上での自動車事故による業務上過失致死傷等は含まない。（「上記以外の行為」として処分される。）
- 「建築行政の執行上の行為または、それに関係する行為」とは、例えば、建築行政（建築指導・監察業務等に係るものをいい、営繕業務等に係るものを除く。）に従事する建築士たる公務員が関係業者から収賄したような場合をいう。
- 業務停止期間については、1月を超える場合は、原則として暦に従って計算するものとする。ただし、刑期の3分の1又は6分の1とする場合で、それぞれ3分の1又は6分の1とした結果が整数の月数とならない場合は、刑期の1月を30日として刑期を日数に換算し、それぞれ3分の1又は6分の1とする。

表2 ランク表

根拠法	懲戒事由	関係条文	処分ランク			
建築関係法違反・建築士法第10条第1項第2号	重	設計及び工事監理の業務範囲の逸脱	第3条～第3条の3	6	業務停止3月	
	重	業務停止処分違反	第10条第1項	16	免許取消	
		指定試験機関の秘密保持義務違反 (指定試験機関の役職員等として)	第15条の7、 第15条の17第5項	4	業務停止1月	
	重	違反設計	第18条	6	業務停止3月	
	重	法に定める工事監理者の業務を行わなかった (工事監理不履行・工事監理不十分)	第18条	6	業務停止3月	
		無断設計変更	第19条	4	業務停止1月	
		設計図書等の記名捺印不履行	第20条第1項	4	業務停止1月	
		工事監理報告書の未提出、不十分記載等	第20条第2項	4	業務停止1月	
		建築設備資格者の意見明示義務違反	第20条第3項	4	業務停止1月	
		無登録業務	第23条、第23条の9	4	業務停止1月	
		虚偽・不正事務所登録	第23条の2	4	業務停止1月	
		事務所変更届懈怠、虚偽報告	第23条の5第1項	4	業務停止1月	
		管理建築士不設置	第24条第1項	4	業務停止1月	
		管理建築士事務所管理不履行	第24条第2項	4	業務停止1月	
		管理建築士専任義務違反	第24条第1項	4	業務停止1月	
		事務所の帳簿等不作成、不保存	第24条の2	4	業務停止1月	
		事務所標識非掲示	第24条の3	4	業務停止1月	
		業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、 虚偽記入	第24条の4	4	業務停止1月	
		業務委託等の書面の交付義務違反	第24条の5	4	業務停止1月	
	重	事務所閉鎖処分違反	第26条第2項	16	免許取消	
		事務所報告、検査義務違反	第26条の2	4	業務停止1月	
		建築士審査会委員の不正行為	第33条	4	業務停止1月	
	重	建築士の名称使用、名義借り	第24条、第34条の2	6	業務停止3月	
	重	名義貸し	第24条、第34条の2	6	業務停止3月	
		その他法令違反		4～ 16	業務停止1月 ～免許取消	
	建築基準法違反	重	設計、工事監理規定違反	第5条の2	6	業務停止3月
		重	確認通知書等偽造又は同行使	第6条第1項	6	業務停止3月
		重	無確認着工等	第6条、第7条の3	6	業務停止3月
		重	違反工事	各条項	6	業務停止3月
			無確認着工等容認	第6条、第7条の3	4	業務停止1月
		重	虚偽の確認申請等	第6条、第7条、第7条の3	6	業務停止3月
		重	工事監理者欄等虚偽記入	第6条、第7条、第7条の3	6	業務停止3月
			工事完了検査申請等懈怠	第7条、第7条の3	4	業務停止1月
重		是正命令違反	第9条	6	業務停止3月	
		確認表示未掲示	第89条第1項	4	業務停止1月	
		その他法令違反		4～6	業務停止 1月～同3月	
上記以外の 建築関係法令違反		確認対象法令違反		3～6		
		その他手続き違反		2～6		
		その他実体違反		3～6		

不建築士法第10条1項3号 不誠実行為	不適當設計	2～4
	依頼者の設計条件に違反	2～4
	依頼者の指示が不適切な旨の不教示	2～4
	契約の本旨に従って業務を執行しなかった	2～4
	業務契約の内容の説明不十分	2～4
	建築士に対する一般的信頼を著しく損なう行為	2～4
	その他の不誠実行為	1～4

(注)

1. 「重」は「重大な違反」であり、建築関係法令違反の中でもより重い処分が行われるべきものである。なお、「重大な違反」には、「重」と表示のあるものと同等の違反行為であり、「その他法令違反」として処分ランク6以上に相当するものを含む。
2. 上表に具体的記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。

表3 情状等による加減表

違反の結果	違反行為の内容が軽微で具体的法益侵害、あるいはその発生の可能性がない場合	-1ランク
	違反行為につき未遂で終わった場合	-1ランク
行為者の意識	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	-1ランク
	過失に基づく行為であり、情状をくむべき場合	-1～-3ランク
行為の態様	暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	法違反の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	積極的かつ速やかに是正（損害填補）に対応	-1ランク
	是正（損害填補）に対応せず	+1ランク
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	-1ランク
行為に対する処分	罰金の刑に処せられた場合	+1～+3ランク

(注)

1. 禁錮以上の刑に処せられたときは、原則として情状等は考慮しない。
2. 情状等を加味した結果、16ランクを超える場合は16ランクとする。
3. その他どうしても加味しなければならない情状等があるときは、上記に準じて取り扱う。
4. 過失に基づく軽減については、過去の過失の程度に応じて軽減する。過失の程度が重い場合は軽減しないこととし、通常の過失の場合は-1、軽過失の場合は-2、ほとんど過失がない場合は-3とする。ただし、表2の重大な違反については、原則として過失による軽減を行わないこととする。
5. 罰金刑に処せられた場合は、その処罰根拠法における罰金刑の程度に応じ加重する。

例) 建築基準法に基づく罰金刑の場合

軽い罰金刑	・・・	罰金10万円	=	+1
中程度の罰金刑	・・・	罰金20万円	=	+2
重い罰金刑	・・・	罰金30万円	=	+3

表4 処分区分表

ラ ン ク	処 分 等
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止1月未満
4	業務停止1月
5	業務停止2月

6	業務停止3月
7	業務停止4月
8	業務停止5月
9	業務停止6月
10	業務停止7月
11	業務停止8月
12	業務停止9月
13	業務停止10月
14	業務停止11月
15	業務停止1年
16	免許取消

※業務停止期間については、1月を超える場合は、原則として暦に従って計算するものとする。

(注)

1. 複数の処分事由に該当する場合

1つの行為が2つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由に該当する場合は、最も処分等の重い行為のランクによる。

2以上の処分等すべき行為について併せて処分等を行うときは、最も処分等の重い行為のランクに適宜加重したランクとする。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として1の行為と見うる場合は、単一の行為と見なしてランキングすることができる。

2. 処分等の保留

次の場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

- ①司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- ②依頼者等の保護のため特に必要な場合
- ③処分に係る行為が民事訴訟中等であり、裁判等の結果を参酌する必要がある場合

3. その他

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、適正に建築士としての業務を行うなど、法遵守の状況等が伺えるような場合は、処分しないこととすることができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような事情のある場合において、行為の発覚から5年以内であるときは、この限りではない。

また、2により処分等を保留した場合は、その保留期間を除いて5年を算定するものとする。

<備考>

1. 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(建築士法第10条第1項第2号)をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建

築士法及び建築基準法の他、都市計画法、消防法、建築業法及び宅地造成規制法等の建築関係規定を指す。

2. 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。

3. 懲戒事由の説明

表2のランク表に列挙している事項の説明については、次のとおりである。

なお、以下の説明中「建築士たる建築主」等の表記のある違反について、建築士が建築主等ではないが、その違反を指導・助長するなど、共犯等に相当する場合は、当該建築士について、表2の処分ランクに従い処分する。

(1) 建築士法違反

◇設計及び工事監理の業務範囲の逸脱

二級建築士又は木造建築士が、それぞれの業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

◇業務停止処分違反

業務停止処分に反した場合

◇指定試験機関の秘密保持義務違反

建築士である指定試験機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らし、又は不正な行為をした場合

◇違反設計

法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計を行った場合

◇法に定める工事監理者の業務を行わなかった

(工事監理不履行・工事監理不十分)

法に定める工事監理を十分行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合

◇無断設計変更

他の建築士の設計をその者の承諾なく変更した場合

- ◇設計図書の記名捺印不履行
設計士がその作成した設計図書に記名捺印しなかった場合
- ◇工事監理報告書の未提出、不十分記載等
工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合
- ◇建築設備資格者の意見明示義務違反
建築設備資格者の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合
- ◇無登録業務
建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合
- ◇虚偽・不正事務所登録
建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合
- ◇事務所変更届懈怠、虚偽報告
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の変更の届出を怠った場合又は虚偽の変更届を行った場合
- ◇管理建築士不設置
建築士たる建築士事務所の開設者が専任の管理建築士をおこななかった場合
- ◇管理建築士事務所管理不履行
専任の管理建築士が、事務所管理を行わなかったような場合
- ◇管理建築士専任義務違反
管理建築士が専任義務に違反した場合
- ◇事務所の帳簿不作成、不保存
建築士たる建築士事務所の開設者が帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合
- ◇事務所標識非掲示
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合
- ◇業務実績等の書類の備え置、閲覧義務違反、虚偽記入
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合
- ◇業務委託等の書面の交付義務違反
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主に交付しなかった場合
- ◇事務所閉鎖処分違反
建築士が建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合
- ◇事務所報告、検査義務違反
建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合
- ◇建築士審査会委員の不正行為

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

- ◇建築士の名称使用、名義借り
二級建築士が一級建築士若しくはこれに紛らわしい名称を用いた場合又は木造建築士が一級建築士、二級建築士若しくはこれらに紛らわしい名称を用いた場合、あるいは二級建築士が実在の一級建築士の名義を名乗った場合、建築士たる建築士事務所の開設者が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、管理建築士として虚偽の登録、使用したような場合
- ◇名義貸し
建築士が、業務を行う意志がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の管理建築士として使用することを許すような場合

(2) 建築基準法違反

- ◇設計、工事監理規定違反
建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合
- ◇確認通知書等偽造又は同行使
建築士が、確認通知書等を偽造し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合
- ◇無確認工事等
建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合
- ◇違反工事
建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準法令等に違反する工事を行った場合
- ◇無確認着工等容認
建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合
- ◇虚偽の確認申請等
実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合
- ◇工事監理者欄等虚偽記入
工事監理者に就任する意志がないあるいはその意志があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合
- ◇工事完了検査申請等懈怠
建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

- ◇是正命令等違反
建築士が建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合
- ◇確認表示未掲示
建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

- ◇不適當設計
建築関係法令に違反しないが、現在の建築技術の水準に照らして不適當な設計をした場合
- ◇依頼者の設計条件に違反
正当な理由がなく、依頼者の示した設計条件に違反した場合
- ◇依頼者の指示が不適切な旨の不教示
依頼者の指示が不適當であるにもかかわらず、その旨を教示しなかった場合

- ◇契約の本旨に従って業務を執行しなかった
設計、工事監理、確認申請の代理、建築物の調査・鑑定等の契約をしたにもかかわらず、これらにつき、契約の本旨に従った履行をしなかった場合
- ◇業務契約の内容の説明不十分
設計、工事監理、確認申請の代理、建築物の調査・鑑定等の契約の内容を十分に明らかにせず、問題を発生させた場合
- ◇建築士に対する一般的信頼を著しく損なう行為
建築士の業務を誠実に行わなかったことにより第三者の信頼を著しく損ない、又は損害を与えたような場合

別表第2 過去に処分を受けている場合の扱い

過去に処分等の履歴のある者の処分等については、次の表の区分に従い、今回相当とされる処分に加重し、別表第1の表4に従い処分内容を決定する。

表4 処分区分表

過去処分等		1 文書注意	2 戒告	3～15 業務停止	16 免許取消
今回相当処分等					
1	文書注意		+1ランク (+2ランク)		
2	戒告		+3ランク (+4ランク)		
3～15	業務停止		+3ランク (+4ランク)		
16	免許取消		免許取消		

(注)

1. 加重した結果、16ランクを超えるものは免許取消とする。
2. 過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等に加重する。ただし、過去の処分事由が表2の「重大な違反」に該当し、今回も同表の「重大な違反」に該当する場合は、免許取消とする。
3. 過去の処分が今回の処分事由となる行為から5年より前である場合は、処分の加重の程度を1ランク軽減するものとする。よって上表中では、+1ランク→+0ランク、+2ランク→+1ランク、+3ランク→+2ランク、+4ランク→+3ランクとなる。ただし、過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合については、過去の処分が5年より前であっても軽減しない。

なお、処分履歴が複数ある場合は、それぞれにつき加重されるランクを合計し、今回相当とされる処分等に加重する。

例1 4年前に文書注意 +1ランク
 2年前に戒告 (今回と同等の行為を処分原因とする戒告) +4ランク
 今回業務停止1月相当の行為 +4ランク
 計 +9ランク = 業務停止6月

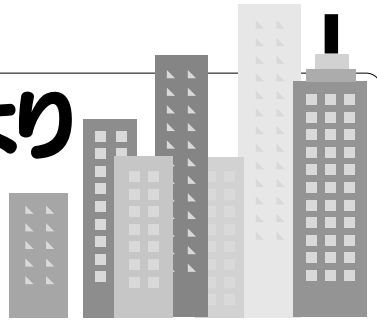
例2 3年前に表2の「重大な違反」で業務停止3月
 今回も同表の「重大な違反」で業務停止3月相当の行為
 計 免許取消

附則

この基準は平成16年4月1日より施行する

行政だより

その2
大分県 建築住宅課



白地地域における容積率、建ぺい等の 建築形態規制値の指定について

(法改正の背景)

平成12年5月19日に公布された都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律は、平成13年5月18日から施行されましたが、この法改正により特定行政庁がこの施行の日から3年以内（平成16年5月17日まで）に、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域（以下「白地地域」といいます。）における容積率、建ぺい率等の建築形態制限を指定することが定められました。

現在の白地地域における建築形態制限は、「白地地域は一般に市街化の程度が低い地域であるが、地方小都市の中心部では高容積の土地利用が進んでいる地域がある。」という昭和45年当時の一般的な社会状況を踏まえ、用途地域内の基準と比較検討のうえ、容積率400%、建ぺい率70%と緩やかな基準として全国一律に指定された経緯があります。

しかし、現実には、白地地域においては低密度な土地利用が相当程度進んでおり、このような地域に部分的な高容積の土地利用が図られた場合には、日照等の相隣関係上の問題や交通の局所的混乱などを招く恐れがあります。また、将来これらの地域が用途地域に指定される際には、周辺建築物との建築規制上の不均衡が生じる恐れがあり、現在の白地地域における建築形態制限は、必ずしも土地利用の実態を的確に反映したものとなっていないとの指摘があります。

このため、今回の法改正では法律による全国一律制限の原則を廃止し、特定行政庁が地域の土地利用の実態に即して建築物の形態制限を行う仕組みとされています。具体的には、白地地域においても住居系用途地域と同じように低層・低容積の建築制限が可能となっています。

(建築形態制限の指定にあたっての考え方)

現在、大分県では、都市計画区域マスタープランの策定を行っており、この中で、白地地域については、建築形態制限を強化することによって用途地域内への人口誘導を図り、コンパクトなまちづくりを進める方針で検討が進められています。

一方で、白地地域において、現行の建築形態制限も相当の期間合理性をもって認知されており、建築形態制限を強化すると既存不適格建築物が発生し、将来、増築工事等を行おうとする場合に支障をきたす恐れがあります。

従って、建築形態制限の指定にあたっては既存不適格建築物の発生率をなるべく低く抑えるとともに、中長期的に白地地域において土地利用上の問題が発生しないよう、以下のように容積率、建ぺい率を定め、平成16年4月1日から施行します。

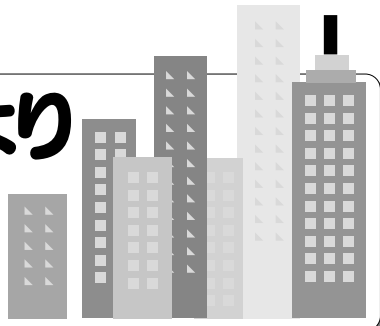
白地地域内の容積率及び建ぺい率

	容積率	建ぺい率	法第56条第1項 第二号ニ	法別表第三(ニ)欄 の五の項
大分市	200%	60%	1.25	1.5
別府市	未定			
中津市	400%	70%	2.5	1.5
佐伯市				
佐賀関町				
日田市	200%	70%	2.5	1.5
白杵市				
津久見市				
竹田市				
豊後高田市				
杵築市				
宇佐市				
国東町				
日出町				
三重町				
玖珠町				
挾間町	200%	60%	2.5	1.5
湯布院町				

※ 容積率及び建ぺい率は各特定行政庁が指定したものです。なお、別府市については3月に開催される都市計画審議会を経て決定します。

行政だより

その3
大分市清掃管理課



快適な生活と美しい環境をつくるために

■補助金額

(補助金は、設置した費用の範囲内で交付)

※人槽(浄化槽の大きさ)は、住む人の人数と、建物の延べ床面積から算定します。

人 槽	補 助 金 額
5人槽	354,000円
6～7人槽	411,000円
8～10人槽	519,000円

※浄化槽を設置する前に、補助金申請手続きをしてください。

※予算枠に達し次第締切ります。

■補助金対象地域

次の1. 又は2. を除いた大分市の全域が対象となります。

1. 公共下水道の事業計画の認定を受けた区域
2. 農業集落配水事業の認可を受けた区域

■補助対象浄化槽

浄化槽法の規定による構造基準に適合するもので、次の機能を有する10人槽以下の合併処理浄化槽。

機 能	BODの除去率90%以上で、放流水のBODが日間平均値で1人当り20mg以下のもの。

※浄化槽は、国庫補助指針に適合したものに限りません。

■補助対象者

一般個人住宅・貸家等の居住用住宅に5～10人槽の浄化槽を新たに設置する方(補助対象浄化槽付販売住宅を購入する方を含みます。)が受けられます。

また、店舗・事業所等と併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住用であることが条件となっています。

ただし、次のいずれかに該当する場合には交付いたしません。

1. 浄化槽法の規定による設置の届出を行わない場合、又は、建築基準法の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者。
2. 浄化槽工事を行うとき浄化槽設備士による実地の監督がされずに浄化槽を設置した場合。
3. 販売の目的で浄化槽付住宅を建築する者。

■補助金交付条件

以下の交付条件があります。

1. 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査を受けること。
2. 設置した浄化槽について適正な維持管理をすること。
(専門業者との維持管理契約を結ぶこと。)
3. 不正、違反等があった場合、交付決定の全部もしくは一部を取り消すことがあります。

補助金申請手順

(注1) 提出書類は必ず申請者本人が記入の上、押印して下さい。

(注2) 必要書類の太字の書類は清掃管理課にあります。

1	申 請	■必要書類 1 補助金申請書 2 下水道等接続に関する誓約書 3 建築確認通知書及び建築確認申請書1面から5面までの写し(家の新築) ※浄化槽設置概要書の写しを添付すること。 4 設置場所の地図 5 工事の見積書の写し(浄化槽本体、設置工事の範囲内) 6 浄化槽設備士免状の写し 7 浄化槽工事業者登録証又は届出書の写し 8 登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票) 9 補償登録証 10 土地及び建物の所有者の同意書(借家の場合)
2	書類審査	
3	決定通知	
4	着 工	市が工事の現場を確認します。 (必ず工事の工程写真を撮影してください。)
5	工事完了	
6	実績報告	■必要書類 1 実績報告書 2 法定検査依頼書 { ●原本を大分県環境管理協会へ送付します。 ●後日、協会より連絡があり検査に伺います。 (7条・11条) (検査手数料は本人負担) 3 工事の請求又は領収書の写し 4 維持管理契約書の写し 5 汚水管さよ経路図(配管図) 6 浄化槽設備士が確認した設置完了チェックリスト
7	完了検査	〈浄化槽設置の必要経費〉 ① 維持管理費用 ② 法定検査手数料(毎年1回) ③ 電気料(プロア稼働用)
8	確定通知	
9	請 求	■必要書類 1 補助金請求書
10	支 払	申請者の口座へ振込みます。

身近なところから水質保全

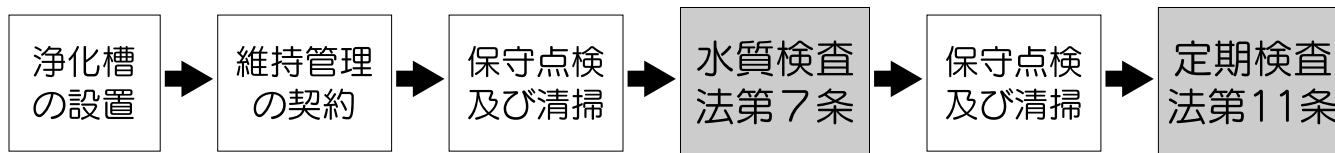
浄化槽の維持管理

浄化槽はいつまでも長期間にわたって、水をきれいにするという機能を発揮しなければなりません。そのためには、浄化槽の維持管理が必要です。

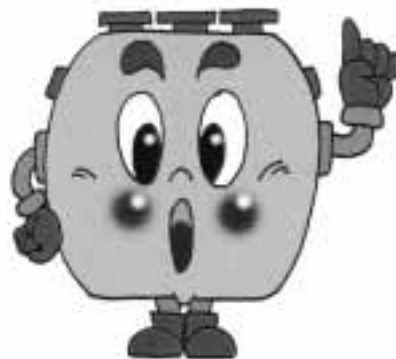
維持管理については、浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されていますので、登録業者と委託契約を結び、定期的に清掃保守点検をして下さい。

清掃保守点検の内容

- 消毒薬の点検、補給
- ブローアなどの点検
- 汚泥の調整除去
- 機能の診断



この維持管理の委託契約書の写しは、補助金の実績報告書の添付書類となっています。



■法定維持管理回数

内 容	20人槽以下	21～50人槽
保守点検	4ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上
清 掃	1年に1回程度	1年に1回程度

浄化槽の設置・管理・使用方法などに誤りがあると、きれいな水が出ません。

そこで、浄化槽をいつまでも快適に使用するために行う健康診断にあたるのが、浄化槽法で義務づけられている法定検査です。必ず受けて浄化槽を正しく使いましょう。

※法定検査の受検は、補助金の交付条件になっています。

使用開始半年後2カ月以内に1度検査をし、その後、毎年1回県知事が指定した検査機関の検査を受けなければなりません。(浄化槽法第7・11条)

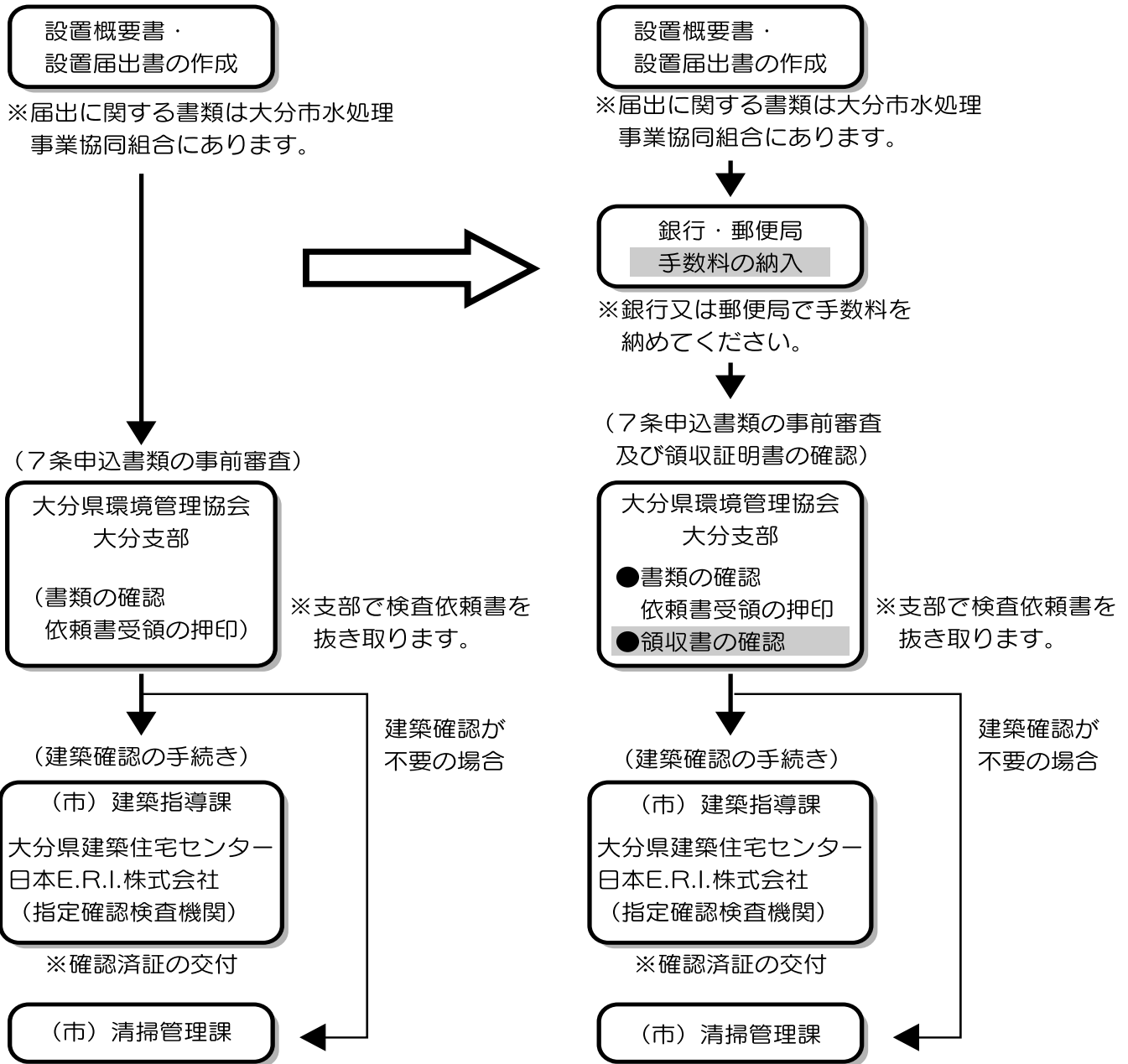
■検査機手数料 (自己負担)

処理対象人員	水質検査 (法第7条検査)	定期検査 (法第11条検査)
5～10人	10,000円/回	5,000円/回
11～20人	12,000円/回	7,000円/回
21～50人	15,000円/回	10,000円/回

この法定検査については、補助金の実績報告に添付して提出してもらう、「法定検査依頼書 (7条・11条)」を市から大分県環境管理協会へ送付します。

浄化槽使用開始半年後位に、協会の方から連絡がありますので、日時を取り決めて検査を受けるようお願いします。

大分市浄化槽指導要綱による事務フロー



※手続きの詳細は、大分県環境管理協会大分支部で用意している届出書類一式「浄化槽設置の申請をする方へ」をご覧ください

大分市域内において、正式に法定検査手数料の前納制度を導入いたします。

つきましては「尿尿浄化槽設置概要書」及び「浄化槽設置届出書」を環境管理協会大分支部に提出する際には、法定検査依頼書に併せて検査手数料の受領書の写し等を添付していただきますようお願いいたします。

問い合わせ

■事務手続き全般に関すること
大分市環境部清掃管理課
TEL ; 097-534-6111 (内) 1521・1524

■届出書類に関すること
大分県環境管理協会大分支部
(大分市水処理事業協同組合内)
TEL : 097-558-8970

■法定検査に関すること
財団法人 大分県環境管理協会
TEL : 097-567-1855



事務局だより

【行事報告】

■建築士のための指定講習会
日時 平成16年2月16日
場所 大分県教育会館
参加 152名

■「専攻建築士制度」説明会
日時 平成16年2月11日
場所 大分県教育会館
参加 150名

【会議報告】

■第1回 専攻建築士制度特別委員会
日時 平成15年12月4日
場所 建築士会事務局
出席 11名
概要 役員選考、制度の概要について

■編集作業
日時 平成15年12月8日
場所 建築士会事務局
出席 4名
概要 「建築士大分」No.89の編集

■編集作業
日時 平成15年12月15日
場所 建築士会事務局
出席 3名
概要 「建築士大分」No.89の編集

■第2回 専攻建築士制度特別委員会
日時 平成15年12月17日
出席 11名
概要 制度の詳細、広報活動について

■第3回 専攻建築士制度特別委員会
日時 平成16年1月7日
出席 9名
概要 大阪士会研修での質問事項集約
審査委員会構成について

■専攻建築士制度視察研修
日時 平成16年1月16日
場所 大阪府建築士会事務局
出席 6名
概要 大阪での実施状況説明、質疑応答

■第4回 専攻建築士制度特別委員会
日時 平成16年1月21日
出席 11名
概要 大阪士会研修報告
2月11日の説明会打ち合わせ

■編集会議
日時 平成16年2月3日
場所 コンパルホール
出席 15名
概要 「建築士大分」No.90の編集方針について

■三役会議
日時 平成16年2月9日
場所 建築士会事務局
出席 8名
概要 ①2月11日開催理事会の議題について
②予算の補正について

■青年部長・副部長会議
日時 平成16年2月11日
場所 大分県教育会館
出席 17名
概要 集い「長崎大会」県代表者選考について 他

■第5回 専攻建築士制度特別委員会
日時 平成16年2月16日
出席 9名
概要 説明会を終えての反省
CPDデータ登録の処理について

■編集作業
日時 平成16年3月2日
場所 建築士会事務局
出席 6名
概要 「建築士大分」No.90の編集

■三役会議
日時 平成16年3月12日
場所 建築士会事務局
出席 7名
概要 ①「昇降機等の定期報告」受託業務について
②その他

■編集作業
日時 平成16年3月16日
場所 建築士会事務局
出席 5名
概要 「建築士大分」No.90の編集

【建築士会連合会関係】

■第13回まちづくり会議
日時 平成16年1月30日～1月31日
場所 東京都
出席 中尾 忠廣氏 (中津支部)
岩本 泰樹氏 (中津支部)

■全国青年委員長会議

日 時 平成16年3月12日～3月13日
場 所 名古屋市
出 席 渡辺青年部会長（佐賀関支部）
後藤青年副会長（高田支部）

【九州ブロック会関係】

■会長会議

日 時 平成15年11月15日
場 所 長崎市
出 席 岩瀬会長

■青年建築士協議会

日 時 平成16年1月24日
場 所 熊本市
出 席 渡辺青年部会長
足立青年副会長（大分支部）

■継続能力開発制度（CPD）担当者情報交換会

日 時 平成16年1月30日
場 所 福岡市
出 席 今永CPD委員（大分支部）

■第3回会長会議

日 時 平成16年3月11日
場 所 熊本市
出 席 岩瀬会長

【建築士試験業務関係】

■建築士試験業務九州ブロック第2回連絡会議

日 時 平成15年12月11日
場 所 福岡市
出 席 岩瀬会長、御手洗事務局長

【その他会議関係】

■おおいたの森林を守る100人フォーラム

日 時 平成15年12月19日
場 所 大分県市町村会館
出 席 芳山副会長
概 要 ①県民総参加の森林づくり運動の検討・助言

■大分県福祉のまちづくり推進協議会

日 時 平成15年12月22日
場 所 県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)
出 席 芳山副会長
概 要 福祉のまちづくりへの取組み状況について、意見交換

■先進事例視察研修

日 時 平成15年12月24日～25日
場 所 長野県庁、長野県
出 席 芳山副会長
概 要 ①長野県における県産材需要拡大対策及び流通対策について
②信州木材製品流通・情報センターについて

■大分県産材流通情報センター第3回検討会

日 時 平成16年1月20日
場 所 林業会館新館
出 席 芳山副会長
概 要 ①信州木材製品流通・情報センターの研修結果報告について
②(財)日本住宅・木材技術センターに委託した調査結果の中間報告について

■「第6回ユニットケア全国セミナー」

第2回実行委員会

日 時 平成16年1月26日
場 所 大分県総合社会福祉会館
出 席 芳山副会長
概 要 ①セミナーのプログラムについて
②会場について

■大分建築物総合防災推進協議会 定期報告委員会

日 時 平成16年2月3日
場 所 大分県共同庁舎
出 席 石井理事
概 要 定期報告調査について

■「第6回ユニットケア全国セミナー」

第3回実行委員会

日 時 平成16年2月25日
場 所 介護保険総合ケアセンター
いずみの園 中津市
出 席 芳山副会長
概 要 ①これまでの活動の報告
②セミナーのプログラムについて

■木と暮らしのフェア実行委員会・幹事会合同会議

日 時 平成16年3月2日
場 所 大分県林業会館
出 席 大塚理事、御手洗事務局長
概 要 ①「木と暮らしのフェア2003」開催実績について
②「木と暮らしのフェア2003」決算報告について

新 会 員 紹 介 (H.16年1月～3月入会)

支部	氏 名	生年	級別	登録番号	〒	住 所	電 話	勤務先(☎)
大分	首藤 康	S14	1	62566	870-0104	大分市南鶴崎1-6-10	(097) 521-0821	首藤設計1級建築士事務所 (097)521-0821
〃	中島 英一	S38	2	5761	870-0814	大分市南王子町2-8-1	(097) 543-2037	(有)是永建設 (097)537-2311
〃	松尾 公人	S30	1	155266	870-0150	大分市東原JFN717高城12-6	(097) 552-5557	衛松尾建築設計事務所 (097)556-0848
〃	青山松一郎	S22	1	106929	870-1136	大分市大字光吉1456-60	(097) 568-3735	(有)青山住研 (097)568-3735
〃	西嶋 雄二	S47	1	300143	875-0222	大野郡野津町吉田1299	(0974) 32-3571	梅林建設(株) (097)534-4151
〃	永田 雅臣	S50	1	300142	870-0942	大分市羽田4-1-Dフェリス羽田105	(097) 504-7127	梅林建設(株) (097)534-4151
〃	佐々木正則	S45	1	272930	870-0128	大分市大字森1167-1	(097) 520-0556	梅林建設(株) (097)534-4151
〃	行野 富男	S25	2	3241	870-1155	大分市大字玉沢335-3	(097) 541-1840	住想 (097)541-1840
〃	荒谷 耕之	S23	1	230363	870-0303	大分市大字里2499-1	(097) 593-2274	太平工業機大分支店 (097)558-2825
〃	衛藤 元弘	S26	1	230354	870-1132	大分市光吉556-1かわのビル4F	(097) 567-7672	(有)アトリ工間居 (097)567-1831
〃	中道 正	S33	1	181368	879-5506	大分郡狭間町大字狭間241-1	(097) 583-0193	1級建築士事務所アトリ中道 (097)583-0193
〃	佐藤 憲幸	S43	1	294018	870-0877	大分市賀来3042サウスグランドハイツ202	(097) 549-6197	梅林建設(株) (097)534-4151
〃	高村 郁	S38	1	233957	870-0932	大分市東浜2-1-28アンビエント東浜103	(097) 556-1421	梅林建設(株) (097)534-4151
佐伯	松岡 豊	S40	1	309285	876-0112	南海部郡弥生町大字上小倉614-1	(0972) 46-1193	(株)新興建設 (0972)28-3556
中津	原田 匡	S33	1	284276	871-0011	中津市大字下池永682-20	(0979) 24-8194	(株)カリキタ (0979)23-5577

編集委員会では みなさんの投稿を待っています。

絵・スケッチ・CG・詩・短歌・俳句・随想なんでも結構です。あなたの知られざる才や技を御披露いただきたいのです。

各支部の編集委員までおとどけください。本部に直接送ってくださってもかまいません。よろしくお願い致します。

事務局長の交代について

当建築士会事務局長においては、4月21日付をもって下記のとおり交代することになりました。

記

前 事務局長	御手洗 頼明
新 事務局長	許斐 正勝



古きをたずねて
新しきを知る

白杵支部 佐々木 昭正

これで私の平成15年度が
 やっと終わりました。
 情報を送ります。
 T.K.

新年のしりとり、気分一新
 『湯の街 大分』で「ゆーん」と
 アルケミカル、いかがですか
 K.K



新年度になりました。
 編集も終了しへ。
 ツレづつしたいと思えます。
 K.A

春の陽気に誘われて
 昭和の町においでませ。
 K.N

広報委員

担当副会長	〈佐伯〉	志賀隆保
常務理事	〈大分〉	幸孝三
委員	〈大分〉	宮崎隆博
〃	〈竹田〉	川野和男
〃	〈別府〉	原精一郎
〃	〈大分〉	牛嶋義文
〃	〈臼杵〉	笠木忠昭
〃	〈臼杵〉	板井登喜雄
〃	〈佐伯〉	井上一則
〃	〈三重〉	岡部達巳
〃	〈日田〉	日高淳一
〃	〈中津〉	是本正昭

編集委員

編集委員	〈高田〉	成重憲一
〃	〈国東〉	菊本軍治
〃	〈別府〉	工藤圭介
〃	〈大分〉	中園幸治
〃	〈大分〉	佐藤安典
〃	〈大分〉	坪井敬行
〃	〈大分〉	飯倉尚之
〃	〈大分〉	安藤幸子
〃	〈大分〉	丸茂憲子
〃	〈佐賀県〉	河津幸治
〃	〈臼杵〉	笠木忠昭
〃	〈臼杵〉	久野悦子
〃	〈津久見〉	中津留幸正
〃	〈佐伯〉	安部秀久
〃	〈佐伯〉	中田智佐美
〃	〈三重〉	阿南英彦
〃	〈竹田〉	野村忠
〃	〈玖珠〉	後藤喜美男
〃	〈日田〉	秋和夫
〃	〈中津〉	小野みゆき
〃	〈宇佐〉	椀田康一

建築士大分

2004.4 No.90

(非売品)

平成15年 3月26日 印刷
 平成16年 4月 1日 発行

編集/発行所
 社団法人

大分県建築士会
 〒870-0022
 大分市大手町2丁目2-7田原ビル2F
 TEL 097-532-6607
 FAX 097-532-6635

士 楽 豊

式 会 会

本・支部名	〒	事務局所在地	TEL
高 田	879-0605	豊後高田市大字御玉199	0978-24-0418
国 東	873-0503	東国東郡国東町安国寺718	0978-72-2887
別 府	874-0845	別府市大字鶴見字角田3220-3 別府建築士事務所会館	0977-67-4488
本部・大分	870-0022	大分市大手町2-2-7 田原ビル2F	097-532-6607
佐賀関	879-2201	北海部郡佐賀関町藤生 (株)セキ土建内	097-575-1120
臼 杵	875-0082	臼杵市稲田中尾下1000-1 (有)みえのブロック内	0972-63-6695
津久見	879-2458	津久見市入船西町21-1 小代築炉工業(株)内	0972-82-4155
佐 伯	876-0813	佐伯市長島町1-3-11	0972-23-6099
三 重	879-7131	大野郡三重町大字市場2区	0974-22-6606
竹 田	878-0026	竹田市大字飛田川1618-6	0974-62-3711
玖 珠	879-4631	玖珠郡九重町大字恵良952-6 和興設計一級建築士事務所内	09737-6-2458
日 田	877-0025	日田市田島1-7-43-1F 102 (有)藤原設計内	0973-24-5190
中 津	871-0024	中津市中央町1-5-24 中津建築会館	0979-24-3597
宇 佐	879-0454	宇佐市大字法鏡寺290-1 服部第3ビル102号	0978-33-3395
本 部	http://www.oita-shikai.or.jp/		
大 分 支 部	http://homepage2.nifty.com/k-shikai-oita/oitasibu/top/oita.html		
中 津 支 部	http://www6.ocn.ne.jp/~ken-kai/sikai/top/index.htm		
佐 伯 支 部	http://sikai-saiki.hp.infoseek.co.jp/		
臼 杵 支 部	http://www.bungo.or.jp/usk_shikai/syoukai.htm		
津 久 見 支 部	http://www.bungo.or.jp/t-shikai/		
別 府 支 部	http://www.beppu-yukemuri.com		

会 員 増 強 に ご 協 力 を !

~会員二人で、一人の入会勧誘を~
目標3,000人突破



社団法人 大分県建築士会